

障発0124第1号
平成26年1月24日

都道府県知事
各 殿
指定都市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公印省略)

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行について

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第47号。以下「改正法」という。）については、平成25年6月19日に公布され、一部を除き、平成26年4月1日から施行することとされている。

今般の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）の改正の趣旨及び内容については下記のとおりであるので、適切な実施に努められるとともに、貴管下市町村を含め関係機関及び関係団体に対して周知徹底方お取り計らい願いたい。

記

第1 改正の趣旨

精神障害者の地域における生活への移行を促進する精神障害者に対する医療を推進するため、保護者制度の廃止と併せて、医療保護入院における移送及び入院の手續並びに医療保護入院者の退院による地域における生活への移行を促進するための措置の整備を行うとともに、厚生労働大臣が精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針を定めることとする等の措置を講ずるものである。

第2 改正の内容

1 精神医療審査会の委員の構成に関する事項

精神医療審査会を構成する委員について、「その他の学識経験を有する者」とする規定を、「精神障害者の保健又は福祉に関し学識経験を有する者」とする。（法第13条第1項及び第14条第2項関係）

2 保護者制度の廃止に関する事項

主に家族がなっている保護者には、精神障害者に治療を受けさせる義務等が課されているが、家族の高齢化等に伴い、負担が大きくなっている等の理由から、

保護者に関する規定を削除する。（法第 5 章第 1 節関係）

3 医療保護入院の整備等に関する事項

- (1) 医療保護入院における移送及び入院について、保護者の同意を要件としていたところ、配偶者、親権者、扶養義務者、後見人又は保佐人（以下「家族等」という。）のうちのいずれかの者の同意を要件とする。（法第 33 条第 1 項及び第 2 項並びに第 34 条第 1 項関係）

なお、家族等がない場合又はその家族等の全員がその意思を表示することができない場合は、市町村長が同意の判断を行うこととする。（法第 33 条第 3 項及び第 34 条第 2 項関係）

- (2) 精神科病院の管理者に、

ア 医療保護入院者の退院後の生活環境に関する相談及び指導を行う退院後生活環境相談員を設置すること（法第 33 条の 4 関係）

イ 医療保護入院者本人又はその家族等に対して、これらの者からの相談に応じ必要な情報提供等を行う地域援助事業者を紹介すること（法第 33 条の 5 関係）

ウ 医療保護入院者の退院による地域生活への移行を促進するための体制を整備すること（法第 33 条の 6 関係）

を義務付ける。（イの措置については努力義務）

なお、これらの措置の具体的な運用については、別途通知する「医療保護入院者の退院促進に関する措置について」（平成 26 年 1 月 24 日付け障発 0124 第 2 号）において示すところによる。

- (3) 精神科病院に入院中の精神障害者の退院等の請求をすることができる者について、保護者としていたところ、家族等とする。（法第 38 条の 4 関係）

4 良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供の確保に関する指針の策定に関する事項

厚生労働大臣は、精神障害者の障害の特性その他の心身の状態に応じた良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針を定めなければならないものとする。（法第 41 条関係）

5 後見等に係る体制の整備に関する事項

市町村及び都道府県は、後見、保佐及び補助の業務を適切に行うことができる人材の活用を図るため、後見等の業務を適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとする。（法第 51 条の 11 の 3 関係）

6 その他の事項

- (1) 精神障害者及びその家族等からの相談等に関する規定について、「精神障害

- 者及びその家族等」を「精神障害者及びその家族等その他の関係者」等と改めているが、これは法第 33 条第 2 項で「家族等」の定義を規定したことにより、その意味する範囲が限定されることに伴う文言の整理を行うものであり、改正前とその意味する範囲は変わらないことに留意されたい。(法第 19 条の 11 第 1 項、第 47 条第 1 項、第 3 項、第 4 項及び第 5 項並びに第 48 条第 1 項関係)
- (2) 今回の改正により、現行の法第 22 条の 3 が第 20 条に、第 22 条の 4 が第 21 条に、第 23 条が第 22 条に、第 24 条が第 23 条に、第 25 条が第 24 条に、第 25 条の 2 が第 25 条に、それぞれ条番号が変わっていることに留意されたい。

第 3 施行期日等

1 施行期日

改正法は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 の 1 に係る部分については、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

第 2 の 1 に係る部分の施行を平成 28 年 4 月 1 日とした趣旨は、法第 13 条第 2 項の規定により精神医療審査会の委員の任期が 2 年とされていることを踏まえたものであり、次期委員の改選時には、その他委員として精神障害者の保健又は福祉に関し学識経験を有する者を任命されたい。(改正法附則第 1 条関係)

2 経過措置

改正法の施行の際現に保護者の同意を得て精神科病院に入院している医療保護入院者は、家族等の同意があったものとみなす等の経過措置を設ける。(改正法附則第 2 条から第 7 条まで関係)

3 検討

政府は、改正法の施行後 3 年を目途として、

ア 医療保護入院における移送及び入院の手続の在り方

イ 医療保護入院者の退院による地域における生活への移行を促進するための措置の在り方

ウ 精神科病院に係る入院中の処遇、退院等に関する精神障害者の意思決定及び意思の表明についての支援の在り方

について検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。(改正法附則第 8 条関係)

4 その他

関係法律について所要の規定の整備を行う。

都道府県知事
各 殿
指定都市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

医療保護入院者の退院促進に関する措置について

今般、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 49 号）により改正された精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号。以下「法」という。）及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成 26 年厚生労働省令第 4 号）により改正された精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和 25 年厚生省令第 31 号）が、平成 26 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、精神科病院の管理者に医療保護入院者の退院促進に関する措置を講ずる義務が新たに課されることとなった。当該措置の具体的な運用の在り方については下記のとおりであるので、適切な実施に努められるとともに、貴管下市町村並びに関係機関及び関係団体に対して周知徹底方お取り計らい願いたい。

記

第 1 医療保護入院者の退院促進に関する措置の趣旨

医療保護入院者の退院促進に関する措置は、医療保護入院が本人の同意を得ることなく行われる入院であることを踏まえ、本人の人権擁護の観点から可能な限り早期治療・早期退院ができるよう講じるものであること。

第 2 退院後生活環境相談員の選任

1 退院後生活環境相談員の責務・役割

- (1) 退院後生活環境相談員は、医療保護入院者が可能な限り早期に退院できるよう、個々の医療保護入院者の退院支援のための取組において中心的役割を果たすことが求められること。
- (2) 退院に向けた取組に当たっては、医師の指導を受けつつ、多職種連携のための調整を図ることに努めるとともに、行政機関を含む院外の機関との調整に努めること。

- (3) 医療保護入院者の支援に当たっては、当該医療保護入院者の意向に十分配慮するとともに、個人情報保護について遺漏なきよう十分留意すること。
- (4) 以上の責務・役割を果たすため、退院後生活環境相談員は、その業務に必要な技術及び知識を得て、その資質の向上を図ること。

2 選任及び配置

- (1) 退院に向けた相談を行うに当たっては、退院後生活環境相談員と医療保護入院者及びその家族等との間の信頼関係が構築されることが重要であることから、その選任に当たっては、医療保護入院者及び家族等の意向に配慮すること。
- (2) 配置の目安としては、退院後生活環境相談員1人につき、概ね50人以下の医療保護入院者を担当すること（常勤換算としての目安）とし、医療保護入院者1人につき1人の退院後生活環境相談員を入院後7日以内に選任すること。兼務の場合等については、この目安を踏まえ、担当する医療保護入院者の人数を決めること。

3 資格

- (1) 退院後生活環境相談員として有すべき資格は、
 - ①精神保健福祉士
 - ②保健師、看護師、准看護師、作業療法士又は社会福祉士として、精神障害者に関する業務に従事した経験を有する者
 - ③3年以上精神障害者及びその家族等との退院後の生活環境についての相談及び指導に関する業務に従事した経験を有する者であって、かつ、厚生労働大臣が定める研修を修了した者（ただし、平成29年3月31日までの間については、研修を修了していなくても、前段の要件を満たしていれば、資格を有することとしてよいこととする。）
のいずれかに該当することであること。
- (2) (1) ③の厚生労働大臣が定める研修については、別途通知することとしているので、当該通知を参照されたいこと。

4 業務内容

(1) 入院時の業務

新たに医療保護入院者が入院し、退院後生活環境相談員が選任された場合は、当該医療保護入院者及びその家族等に対して以下についての説明を行うこと。

- ・退院後生活環境相談員として選任されたこと及びその役割
- ・本人及び家族等の退院促進の措置への関わり（地域援助事業者の紹介を受けることができること。また、本人においては、医療保護入院者退院支援委員会への出席及び退院後の生活環境に関わる者に委員会への出席の要請を行うことができること等）

(2) 退院に向けた相談支援業務

ア 退院後生活環境相談員は、医療保護入院者及びその家族等からの相談に応じ

るほか、退院に向けた意欲の喚起や具体的な取組の工程の相談等を積極的に行い、退院促進に努めること。

イ 医療保護入院者及びその家族等と相談を行った場合には、当該相談内容について相談記録又は看護記録等に記録をすること。

ウ 退院に向けた相談支援を行うに当たっては、主治医の指導を受けるとともに、その他当該医療保護入院者の治療に関わる者との連携を図ること。

(3) 地域援助事業者等の紹介に関する業務

ア 医療保護入院者及びその家族等から地域援助事業者の紹介の希望があった場合や、当該医療保護入院者との相談の内容から地域援助事業者を紹介すべき場合等に、必要に応じて地域援助事業者を紹介するよう努めること。

イ 地域援助事業者等の地域資源の情報を把握し、収集した情報を整理するよう努めること。

ウ 地域援助事業者に限らず、当該医療保護入院者の退院後の生活環境又は療養環境に関わる者の紹介や、これらの者との連絡調整を行い、退院後の環境調整に努めること。

(4) 医療保護入院者退院支援委員会に関する業務

ア 医療保護入院者退院支援委員会の開催に当たって、開催に向けた調整や運営の中心的役割を果たすこととし、充実した審議が行われるよう努めること。

イ 医療保護入院者退院支援委員会の記録の作成にも積極的に関わることが望ましいこと。

(5) 退院調整に関する業務

医療保護入院者の退院に向け、居住の場の確保等の退院後の環境に係る調整を行うとともに、適宜地域援助事業者等と連携する等、円滑な地域生活への移行を図ること。

(6) その他

定期病状報告の退院に向けた取組欄については、その相談状況等を踏まえて退院後生活環境相談員が記載することが望ましいこと。

5 その他業務

(1) 医療保護入院者が退院する場合において、引き続き任意入院により当該病院に入院するときには、当該医療保護入院者が地域生活へ移行するまでは、継続して退院促進のための取組を行うことが望ましいこと。

(2) 医療保護入院者の退院促進に当たっての退院後生活環境相談員の役割の重要性に鑑み、施行後の選任状況等を踏まえて、退院後生活環境相談員として有すべき資格等の見直しを図ることも考えられるため、留意されたいこと。

第3 地域援助事業者の紹介及び地域援助事業者による相談援助

1 地域援助事業者の紹介の趣旨・目的

地域援助事業者の紹介は、医療保護入院者が退院後に利用する障害福祉サービス及び介護サービスについて退院前から相談し、医療保護入院者が円滑に地域生活に移行することができるよう、精神科病院の管理者の努力義務とされているも

のであり、必要に応じて紹介を行うよう努めること。

2 紹介の方法

- (1) 地域援助事業者の紹介の方法については、書面の交付による紹介に限らず、例えば、面会による紹介（紹介する地域援助事業者の協力が得られる場合に限る。）やインターネット情報を活用しながらの紹介等により、医療保護入院者が地域援助事業者と積極的に相談し、退院に向けて前向きに取り組むことができるよう工夫されたいこと。
- (2) 紹介を行う事業者については、必要に応じて当該医療保護入院者の退院先又はその候補となる市町村への照会を行うほか、精神保健福祉センター及び保健所等の知見も活用すること。

3 紹介後の対応

地域援助事業者の紹介を行った場合においては、退院後生活環境相談員を中心として、医療保護入院者と当該地域援助事業者の相談状況を把握し、連絡調整に努めること。

4 地域援助事業者による相談援助

- (1) 地域援助事業者は、医療保護入院者が障害福祉サービスや介護サービスを退院後円滑に利用できるよう、当該地域援助事業者の行う特定相談支援事業等の事業やこれらの事業の利用に向けた相談援助を行うこと。
- (2) 医療保護入院者との相談に当たっては、退院後生活環境相談員との連携に努め、連絡調整を図ること。
- (3) 相談援助を行っている医療保護入院者に係る医療保護入院者退院支援委員会への出席の要請があった場合には、できる限り出席し、退院に向けた情報共有に努めること。

第4 医療保護入院者退院支援委員会の開催

1 医療保護入院者退院支援委員会の趣旨・目的

医療保護入院者退院支援委員会（以下「委員会」という。）は、病院において医療保護入院者の入院の必要性について審議する体制を整備するとともに、入院が必要とされる場合の推定される入院期間を明確化し、退院に向けた取組について審議を行う体制を整備することで、病院関係者の医療保護入院者の退院促進に向けた取組を推進するために設置することとするものであること。

2 対象者

- (1) 委員会の審議の対象者は、以下の者であること。
 - ①在院期間が1年未満の医療保護入院者であって、入院時に入院届に添付する入院診療計画書に記載した推定される入院期間を経過するもの
 - ②在院期間が1年未満の医療保護入院者であって、委員会の審議で設定された推定される入院期間を経過するもの

③在院期間が1年以上の医療保護入院者であって、病院の管理者が委員会での審議が必要と認めるもの

なお、当該推定される入院期間を経過する時期の前後概ね2週間以内に委員会での審議を行うこと。

また、入院時に入院届に添付する入院診療計画書に記載する推定される入院期間については、既に当該医療保護入院者の病状を把握しており、かつ、1年以上の入院期間が見込まれる場合（例えば措置入院の解除後すぐに医療保護入院する場合等）を除き、原則として1年未満の期間を設定すること。

(2) 入院から1年以上の医療保護入院者を委員会での審議の対象者としなない場合は、具体的な理由（例えば精神症状が重症であって、かつ、慢性的な症状を呈することにより入院の継続が明らかに必要な病状であること等）を定期病状報告に記載すること。具体的な理由がない場合は、原則として委員会での審議を行うことが望ましいこと。

(3) 既に推定される入院期間経過時点から概ね1ヶ月以内の退院が決まっている場合（入院形態を変更し、継続して任意入院する場合を除く。）については、委員会での審議を行う必要はないこと。

3 出席者

医療保護入院者退院支援委員会の出席者は、以下のとおりとすること。

①当該医療保護入院者の主治医（主治医が精神保健指定医でない場合は、当該主治医に加え、主治医以外の精神保健指定医が出席すること）

②看護職員（当該医療保護入院者を担当する看護職員が出席することが望ましい）

③当該医療保護入院者について選任された退院後生活環境相談員

④①～③以外の病院の管理者が出席を求める当該病院職員

⑤当該医療保護入院者本人

⑥当該医療保護入院者の家族等

⑦地域援助事業者その他の当該精神障害者の退院後の生活環境に関わる者

なお、③が②にも該当する場合は、その双方を兼ねることも可能であるが、その場合には、④の者であって当該医療保護入院者の診療に関わるものを出席させることが望ましいこと。⑤が委員会に出席するのは、当該者が出席を希望する場合とし、⑥及び⑦が委員会に出席するのは、当該医療保護入院者が出席を求めた場合であって、当該出席を求められた者が出席要請に応じるときとすること。

また、⑦としては、入院前に当該医療保護入院者が通院していた診療所や退院後に当該医療保護入院者が診療を受けることを予定する医療機関等も想定されるところであり、当該医療保護入院者に対し退院後生活環境相談員がこれらの者に対し出席を要請しなくてよいか確認する等、当該医療保護入院者の退院後の生活環境を見据えた有意義な審議ができる出席者となるよう努めること。

4 開催方法

- (1) 開催方法の例としては、月に1回委員会を開催することとし、当該開催日から前後2週間に推定される入院期間を経過する医療保護入院者を対象として、出席者を審議対象者ごとに入れ替えて開催することが考えられるが、当該病院における医療保護入院者数等の実情に応じて、推定される入院期間の経過する医療保護入院者がいる日に委員会での審議を行うこととする等その他の開催方法でも差し支えないこと。
- (2) 開催に当たっては、十分な日時の余裕を持って審議対象となる医療保護入院者に別添様式1（医療保護入院者退院支援委員会開催のお知らせ）の例により通知し、通知を行った旨を診療録に記載すること。当該通知に基づき3中⑥及び⑦に掲げる者に対する出席要請の希望があった場合には、当該希望があった者に対し、以下の内容を通知すること。
 - ・委員会の開催日時及び開催場所
 - ・医療保護入院者本人から出席要請の希望があったこと
 - ・出席が可能であれば委員会に出席されたいこと
 - ・文書による意見提出も可能であること

5 審議内容

委員会においては、以下の3点その他必要な事項を審議すること。

- ①医療保護入院者の入院継続の必要性の有無とその理由
- ②入院継続が必要な場合の委員会開催時点からの推定される入院期間
- ③②の推定される入院期間における退院に向けた取組

6 審議結果

- (1) 委員会における審議の結果については、別添様式2（医療保護入院者退院支援委員会審議記録）に記載して記録するとともに、診療録には委員会の開催日の日付を記録することとする。
- (2) 病院の管理者（大学病院等においては、精神科診療部門の責任者）は、医療保護入院者退院支援委員会の審議状況を確認し、医療保護入院者退院支援委員会審議記録に署名すること。また、審議状況に不十分な点がみられる場合には、適切な指導を行うこと。
- (3) 審議終了後できる限り速やかに、審議の結果を本人並びに当該委員会への出席要請を行った3⑥及び⑦に掲げる者に対して別添様式3により通知すること。
- (4) 委員会における審議の結果、入院の必要性が認められない場合には、速やかに退院に向けた手続をとること。
- (5) 医療保護入院者退院支援委員会審議記録については、定期病状報告の際に、当該報告から直近の審議時のものを定期病状報告書に添付すること。

7 経過措置

平成26年3月31日以前に医療保護入院した者に対しては、病院の管理者が必要と認める場合に限り、委員会を開催することが可能であること。

第5 その他

- (1) 本措置は、法令上は医療保護入院者のみを対象として講じる義務が課されているものであるが、その他の入院形態の入院患者の早期退院のためにも有効な措置であることから、任意入院者等の医療保護入院以外の入院形態による入院者にも同様の措置を講じることにより退院促進に努められたいこと。
- (2) 本措置は法施行後3年を目途として、施行の状況や精神保健及び精神障害者の福祉を取り巻く環境の変化を勘案して、その在り方について検討し、見直すものであること。

別添様式 1

医療保護入院者退院支援委員会の開催のお知らせ

○ ○ ○ ○ 殿

平成 年 月 日

1. あなたの入院時に入院診療計画書で説明をした推定される入院期間が、平成 年 月 日に経過するため、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則第 15 条の 6 に基づき、医療保護入院者退院支援委員会（以下「委員会」という。）を平成 年 月 日に で開催いたします。
2. 委員会では、①入院継続の必要性、②入院継続が必要な場合、更に入院が必要と推定される入院期間、③今後の退院に向けた取組、について審議を行います。
3. 委員会には、主治医、看護職員、退院後生活環境相談員その他のあなたの診療に関わる方が出席するほか、あなた自身も出席することができます。出席を希望する場合は、あなたを担当する退院後生活環境相談員に伝えて下さい。なお、あなたが出席をしない場合も、委員会の審議の結果はお知らせいたします。
4. また、①あなたのご家族、②後見人又は保佐人がいる場合は後見人又は保佐人の方、③あなたが退院後の生活について相談している地域援助事業者の方や入院前に通っていた診療所の方等のあなたの地域での暮らしに関わる方に、委員会への出席の要請をすることができますので、委員会への出席の要請を希望する場合は、退院後生活環境相談員に伝えて下さい。ただし、要請を行った場合でも、都合がつかない等の事情により出席できない場合もあります。その場合、出席できなかった方には、審議後にその結果をお知らせします。
5. 御不明な点などがありましたら、あなたを担当する退院後生活環境相談員にお尋ね下さい。

病院名

管理者の氏名

退院後生活環境相談員の氏名

医療保護入院者退院支援委員会審議記録

委員会開催年月日 年 月 日

患者氏名		生年月日	大正 昭和 平成	年 月 日
住所				
担当退院後生活環境相談員の氏名				
入院年月日 (医療保護入院)				
出席者	主治医 ()、主治医以外の医師 () 看護職員 () 担当退院後生活環境相談員 () 本人 (出席・欠席)、家族 ((続柄)) その他 ()			
入院診療計画書に記載した 推定される入院期間				
本人及び家族の意見				
入院継続の必要性	有 ・ 無			
入院継続が必要である場合	理由			
	推定される入院期間			
退院に向けた取組				
その他				

[病院管理者の署名 :]

[記録者の署名 :]

別添様式3

医療保護入院者退院支援委員会の結果のお知らせ

○ ○ ○ ○ 殿

平成 年 月 日

医療保護入院者退院支援委員会での審議の結果について下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 開催日時 平成 年 月 日 () : ~ :

2. 出席者 主治医 ()、主治医以外の医師 ()
看護職員 ()
担当退院後生活環境相談員 ()
本人 (出席・欠席)、家族 ((続柄))
その他 ()

3. 入院継続の必要性 (有 ・ 無)
【有りの場合のその理由】

()

4. 今後の推定される入院期間 ()

5. 今後の退院に向けた取組

()

病院名
管理者の氏名
退院後生活環境相談員の氏名

障発 0 1 2 4 第 3 号
平成 2 6 年 1 月 2 4 日

沖縄県知事 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

「沖縄における精神障害者医療費特別公費負担の事務取扱いについて」
の一部改正について

今般、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 49 号）により精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）が改正され、一部を除き、平成 26 年 4 月 1 日から施行されること等に伴い、「沖縄における精神障害者医療費特別公費負担の事務取扱いについて」（昭和 47 年 5 月 15 日衛発第 290 号厚生省公衆衛生局長通知）を別添のとおり改正し、同日から適用することとしたので、適正な実施に遺憾なきを期されるとともに、貴管下市町村等に対する周知につき配慮されたい。

(別添)

○ 沖縄における精神障害者医療費特別公費負担の事務取扱について（昭和47年5月15日衛発第290号厚生省公衆衛生局長通知）【新旧対照表】
(変更点は下線部)

改正後	現行
<p>衛生発第290号 昭和47年5月15日 一部改正 健医発第568号 昭和59年11月14日 一部改正 <u>障発第0124第3号</u> <u>平成26年1月24日</u></p>	<p>衛生発第290号 昭和47年5月15日 一部改正 健医発第568号 昭和59年11月14日</p>
<p>沖縄県知事 殿</p> <p>厚生省公衆衛生局長</p>	<p>沖縄県知事 殿</p> <p>厚生省公衆衛生局長</p>
<p>沖縄における精神障害者医療費特別公費負担の事務取扱について</p> <p>(略)</p>	<p>沖縄における精神障害者医療費特別公費負担の事務取扱について</p> <p>(略)</p>
<p>別紙</p> <p>精神障害者医療費特別公費負担事務取扱要領</p>	<p>別紙</p> <p>精神障害者医療費特別公費負担事務取扱要領</p>
<p>第1 特別公費負担の対象 (略)</p> <p>(1) 通院医療費特別公費負担 政令第3条第1項前段又は後段に該当する者が、精神障害について、<u>病院又は診療所に入院しないで行われる医療を受けたときに行う。</u></p> <p>(2) 入院医療費特別公費負担 政令第3条第1項前段に該当する者が、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和46年法律第129号。以下「法」という。）の施行の際、<u>沖縄の精神衛生法（1960年立法第102号）第26条又は第45条の規定により琉球政府の負担において医療が行われていた精神障害について、病院又は診療所に入院して行われる医療（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「精神保健福</u></p>	<p>第1 特別公費負担の対象 (略)</p> <p>(1) 通院医療費特別公費負担 政令第3条第1項前段又は後段に該当する者が、精神障害について、<u>病院又は診療所へ収容しないで行なわれる医療を受けたとき行なう。</u></p> <p>(2) 入院医療費特別公費負担 政令第3条第1項前段に該当する者が、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和46年法律第129号。以下「法」という。）の施行の際、<u>沖縄の精神衛生法（1960年立法第102号）第26条又は第45条の規定により琉球政府の負担において医療が行われていた精神障害について、病院又は診療所へ収容して行われる医療（精神衛生法（昭和25年法律第123号）第29条第1項又は第29条の2第1項の規定により</u></p>

<p>祉法」という。)第29条第1項又は第29条の2第1項の規定により入院する場合の医療を除く。)を受けたときに行う。</p> <p>第2 証明書の交付</p> <p>(1) 沖縄県知事は、法の施行の後、速やかに政令第3条第1項前段に該当する者又はその家族等(精神保健福祉法第33条第2項に規定するものをいう。以下「家族等」という。)に対し、当該精神障害者が政令第3条第1項前段に該当する者であることを証する証明書(様式第1号)を交付すること。なお、当該精神障害者に証明書の保管能力がない場合、治療上精神障害者本人に証明書の記載内容を知られたくない場合等にあつては、その家族等に証明書を交付し、保管させること。</p> <p>(2) (1)の証明書の交付を受ける者は入院医療費特別公費負担の対象とされる等特別の権利を有し、かつ、医療を受ける場合、医療機関に対する証明書の提示義務を有するものであるため、これらの点について十分指導を行うこと。</p> <p>(3) 沖縄県知事は、証明書の交付を受けた精神障害者又はその家族等から氏名又は居住地の変更に関する届出があつたとき、その他証明書の記載事項を訂正する必要がある場合は、当該精神障害者又はその家族等に対し証明書の提出を求め、証明書の該当欄を訂正したうえ返還すること。</p> <p>(4) 沖縄県知事は、精神障害者又はその家族等から証明書を破り、汚し又は失つたため証明書の再交付の申請があつたときは、証明書を破り又は汚した場合にあつては当該破り又は汚した証明書の提出を求め、証明書を失つた場合にあつては失つたことについて確認を行ったうえ、証明書の再交付を行うこと。</p> <p>第3 他法の活用</p> <p>特別公費負担による医療費の支給は、他の医療保障に関する制度を前提とし、これを補完する建前をとっていることに鑑み、各種社会保険給付、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律123号。以下「障害者総合支援法」という。)第93条第1項第1号の規定による自立支援医療費の支給等がなされうる場合には、その活用を図るよう特に配慮すること。</p> <p>第4 特別交付負担の対象となる医療の範囲</p> <p>(1) 通院医療費特別公費負担については、障害者総合支援法第93条第1項第1号の規定による精神通院医療費公費負担の例によること。</p> <p>(2) 入院医療費特別公費負担については、精神保健福祉法第30条の規定による措置入院費公費負担の例によること。</p> <p>第5 特別公費負担に係る医療費の額</p> <p>(1) 医療費の算定方法は、健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例によること。なお、当該精神障害者が高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療を受けることができるものである場合の医療費の算定方法は、後期高齢者医療の例によるこ</p>	<p>入院する場合の医療を除く。)を受けたとき行なう。</p> <p>第2 証明書の交付</p> <p>(1) 沖縄県知事は、法の施行の後、すみやかに政令第3条第1項前段に該当する者又はその保護義務者に対し、当該精神障害者が政令第3条第1項前段に該当する者であることを証する証明書(様式第1号)を交付すること。なお、当該精神障害者に証明書の保管能力がない場合、治療上精神障害者本人に証明書の記載内容を知られたくない場合等にあつては、その保護義務者に証明書を交付し、保管させること。</p> <p>(2) (1)の証明書の交付を受ける者は入院医療費特別公費負担の対象とされる等特別の権利を有し、かつ、医療を受ける場合、医療機関に対する証明書の提示義務を有するものであるため、これらの点について十分指導を行なうこと。</p> <p>(3) 沖縄県知事は、証明書の交付を受けた精神障害者又はその保護義務者から氏名又は居住地の変更に関する届出があつたとき、その他証明書の記載事項を訂正する必要がある場合は、当該精神障害者又はその保護義務者に対し証明書の提出を求め、証明書の該当欄を訂正したうえ返還すること。</p> <p>(4) 沖縄県知事は、精神障害者又はその保護義務者から証明書を破り、よごし又は失つたため証明書の再交付の申請があつたときは、証明書を破り又はよごした場合にあつては当該破り又はよごした証明書の提出を求め、証明書を失つた場合にあつては失つたことについて確認を行なつたうえ、証明書の再交付を行なうこと。</p> <p>第3 他法の活用</p> <p>特別公費負担による医療費の支給は、他の医療保障に関する制度を前提とし、これを補完する建前をとっていることにかんがみ、各種社会保険給付、精神衛生法第32条第1項の規定による通院医療費公費負担等がなされうる場合には、その活用を図るよう特に配慮すること。</p> <p>第4 特別交付負担の対象となる医療の範囲</p> <p>(1) 通院医療費特別公費負担については、精神衛生法第32条第1項による通院医療費公費負担の例によること。</p> <p>(2) 入院医療費特別公費負担については、精神衛生法第30条の規定による措置入院費公費負担の例によること。</p> <p>第5 特別公費負担に係る医療費の額</p> <p>(1) 医療費の算定方法は、健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例によること。なお、当該精神障害者が老人保健法(昭和57年法律第80号)による医療を受けることができるものである場合の医療費の算定方法は、老人保健の例によること。</p>
--	--

と。

- (2) 特別公費負担により沖縄県が負担する額は、(1)により算定された医療費の額(ただし、当該医療に要する費用の額を限度とする。)から政令第3条第2項各号に掲げる法律の規定により受け又は受けることができた当該医療に関する給付の額及び障害者総合支援法、精神保健福祉法等その他の法令の規定により国若しくは地方公共団体の負担により行われた当該医療に関する給付に伴う一部負担金又は実費徴収が行われるときは、当該一部負担金又は実費徴収の額のうち、他の法令の規定により当該医療に関する給付によりまかなわれない額とすること。
- (3) 政令第3条第2項各号に掲げる法律の規定により、当該精神障害について医療に関する給付を受けることのできる者が、当該法律の規定による担当医療機関以外の者から医療を受けた場合は、当該法律の規定による給付相当額(一部負担金相当額を除く。)については、特別公費負担は行わず、この額については、当該精神障害者等から当該法律の規定に従い、保険者等に対して療養費の支給を申請すべきものであること。

第6 医療機関の選定 (略)

また、当該精神障害者が障害者総合支援法、社会保険各法等他の法令の規定により、当該精神障害について医療に関する給付を受けられるものであるときは、保険医療機関等であって、同時にこれらの他の法令の規定による医療を担当する医療機関から受療することが望ましいこと。なお、社会保険各法等の場合、指定医療機関以外で受療した際に行う療養費の支給申請は特殊な事情がある場合に限り認められるものである点を十分考慮して指導すること。

第7 保険医療機関等で医療を受けた場合の医療費の請求

精神障害者保険医療機関等で医療を受けた場合における特別公費負担に係る医療費の請求は、当該保険医療機関等から医療費支払請求書(様式第二号)に、医療費支払請求明細書(様式第三号)を添付して、これを沖縄県知事に提出して行うものであること。なお、当該請求書は各月分について翌月10日までに送付しなければならないこと。

なお、社会保険各法等の規定による医療に関する給付を受けることのできる者が、それらの給付を受けた場合には、特別公費負担は、当該給付の額相当分については、行われないこととなっているので、保険医療機関等で医療を行うときは、必ず当該精神障害者が社会保険各法等の被保険者等であるか否かを十分確認すること。及び、この場合において当該精神障害者が国民健康保険の被保険者又は必要がある場合当該保険者に照会する等の方法により一部負担金の割合又は付加給付の割合をも確認し、かつ、特別公費負担に係る医療費の支払を請求するにあたっては、社会保険各法等の規定によって受ける医療に関する給付の額を正確に控除して

- (2) 特別公費負担により沖縄県が負担する額は、(1)により算定された医療費の額(ただし、当該医療に要する費用の額を限度とする。)から政令第3条第2項各号に掲げる法律の規定により受け又は受けることができた当該医療に関する給付の額及び精神衛生法等その他の法令の規定により国若しくは地方公共団体の負担により行われた当該医療に関する給付に伴う一部負担金又は実費徴収が行われるときは、当該一部負担金又は実費徴収の額のうち、他の法令の規定により当該医療に関する給付によりまかなわれない額とすること。

- (3) 政令第3条第2項各号に掲げる法律の規定により、当該精神障害について医療に関する給付を受けることのできる者が、当該法律の規定による担当医療機関以外の者から医療を受けた場合は、当該法律の規定による給付相当額(一部負担金相当額を除く。)については、特別公費負担は行わず、この額については、当該精神障害者等から当該法律の規定に従い、保険者等に対して療養費の支給を申請すべきものであること。

第6 医療機関の選定 (略)

また、当該精神障害者が精神衛生法第32条、社会保険各法等他の法令の規定により、当該精神障害について医療に関する給付を受けられるものであるときは、保険医療機関等であって、同時にこれらの他の法令の規定による医療を担当する医療機関から受療することが望ましいこと。なお、社会保険各法等の場合、指定医療機関以外で受療した際に行う療養費の支給申請は特殊な事情がある場合に限り認められるものである点を十分考慮して指導すること。

第7 保険医療機関等で医療を受けた場合の医療費の請求

精神障害者保険医療機関等で医療を受けた場合における特別公費負担に係る医療費の請求は、当該保険医療機関等から医療費支払請求書(様式第2号)に、医療費支払請求明細書(様式第3号)を添付して、これを沖縄県知事に提出して行なうものであること。なお、当該請求書は各月分について翌月10日までに送付しなければならないこと。

なお、社会保険各法等の規定による医療に関する給付を受けることのできる者が、それらの給付を受けた場合には、特別公費負担は、当該給付の額相当分については、行なわれないこととなっているので、保険医療機関等で医療を行なうときは、必ず当該精神障害者が社会保険各法等の被保険者等であるか否かを十分確認すること。及び、この場合において当該精神障害者が国民健康保険の被保険者又は必要がある場合当該保険者に照会する等の方法により一部負担金の割合又は付加給付の割合をも確認し、かつ、特別公費負担に係る医療費の支払を請求するにあたっては、社会保険各法等の規定によって受ける医療に関する給付の

請求するよう指導すること。

第8 保険医療機関等以外の者から医療を受けた場合の医療費の請求
 精神障害者が保険医療機関等以外の者から医療を受けた場合における特別公費負担に係る医療費の請求は、当該精神障害者又はその家族等から医療費支給申請書（様式第四号）に、沖縄の復帰に伴う厚生省関係の特例に関する省令（昭和47年厚生省令第32号）第2条第1項各号に掲げる添付書類を添えて、これを沖縄県知事に提出して行うものであること。なお、この場合の添付書類については、医療に要した費用の額を証する書類としては、当該医療機関の発行した当該医療に関する領収書又は請求書とし、医療の内容を記載した書類としては当該医療機関の発行した必要な事項を記入した様式第2号に準じた診療の内訳証明書とし、沖縄県の区域内に居住していることを証する書類としては住民票の抄本とすること。ただし、沖縄県知事がこれらの書類の提出が困難であると認めるときは、これらの書類に準じた他の書類をもって代替させて差し支えないこと。

第9 担当医療機関等の指導
 沖縄県知事は、沖縄県医師会、沖縄県薬剤師会等の関係機関の協力を求めて、担当医療機関等の指導を行うこと。

様式第一号
 (表 面)

(略)		
家 族 等	氏名	
	住所	
上記の者は、沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令第3条第1項前段に該当する者であることを証する。 平成 年 月 日 沖縄県知事 ⑩		
(裏 面)		

額を正確に控除して請求するよう指導すること。

第8 保険医療機関等以外の者から医療を受けた場合の医療費の請求
 精神障害者が保険医療機関等以外の者から医療を受けた場合における特別公費負担に係る医療費の請求は、当該精神障害者又はその保護義務者から医療費支給申請書（様式第4号）に、沖縄の復帰に伴う厚生省関係の特例に関する省令（昭和47年厚生省令第32号）第2条第1項各号に掲げる添付書類を添えて、これを沖縄県知事に提出して行うものであること。なお、この場合の添付書類については、医療に要した費用の額を証する書類としては、当該医療機関の発行した当該医療に関する領収書又は請求書とし、医療の内容を記載した書類としては当該医療機関の発行した必要な事項を記入した様式第2号に準じた診療の内訳証明書とし、沖縄県の区域内に居住していることを証する書類としては住民票の抄本とすること。ただし、沖縄県知事がこれらの書類の提出が困難であると認めるときは、これらの書類に準じた他の書類をもって代替させて差し支えないこと。

第9 担当医療機関等の指導
 沖縄県知事は、沖縄県医師会、沖縄県薬剤師会等の関係機関の協力を求めて、担当医療機関等の指導を行なうこと。

様式第一号
 (表 面)

(略)		
保 護 義 務 者	氏名	
	住所	
上記の者は、沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令第3条第1項前段に該当する者であることを証する。 昭和 年 月 日 沖縄県知事 ⑩		
(裏 面)		

(略)
1～3 (略)
4 この証明書は、無くさないように大切にお持ち下さい。もし無くしたり汚したりしたときなどには、再交付を沖縄県知事に申請して下さい。

様式第二号 (一)

沖縄精神障害者特別措置医療費支払請求書
(病院・診療所用)

甲	乙
---	---

平成 年 月分 下記のとおり請求する。

平成 年 月 日

医療機関の所在地及び名称
開設者氏名

㊞

沖縄県知事 殿

請求金額 円

(略)

備考 1 この用紙は、A列4番とすること。
2・3 (略)

様式第二号 (二)

沖縄精神障害者特別措置医療費支払請求書

(薬 局 用)

平成 年 月分 下記のとおり請求する。

平成 年 月 日

医療機関の所在地及び名称
開設者氏名

㊞

(略)
1～3 (略)
4 この証明書は、なくさないように大切にお持ち下さい。もしなくしたりよごしたりしたときなどには、再交付を沖縄県知事に申請して下さい。

様式第二号 (一)

沖縄精神障害者特別措置医療費支払請求書
(病院・診療所用)

甲	乙
---	---

昭和 年 月分 下記のとおり請求する。

昭和 年 月 日

医療機関の所在地及び名称
開設者氏名

㊞

沖縄県知事 殿

請求金額 円

(略)

備考 1 この用紙は、B列6番とすること。
2・3 (略)

様式第二号 (二)

沖縄精神障害者特別措置医療費支払請求書

(薬 局 用)

昭和 年 月分 下記のとおり請求する。

昭和 年 月 日

医療機関の所在地及び名称
開設者氏名

㊞

沖縄県知事 殿			請求金額 円
(略)			
備考 1 この用紙は、 <u>A列4番</u> とすること。 2 (略)			
様式第三号 (一)			
平成 年 月分、沖縄精神障害者特別措置医療費支払請求明細書 ㊸			
(病院・診療所用－入院)			
(略)			
被保険者等の別	本人 家族	協会けんぽ、組合健保、船保、共済、労災、国保（一般、退職）、 後期、生保、自費	
(略)			
備考 1 この用紙は、 <u>A列4番</u> とすること。 2～5 (略)			
様式第三号 (二)			
平成 年 月分、沖縄精神障害者特別措置医療費支払請求明細書 ㊹			
(病院・診療所用－入院)			
(略)			
被保険者等の別	本人 家族	協会けんぽ、組合健保、船保、共済、労災、国保（一般、退職）、 後期、生保、自費	
(略)			
備考 1 この用紙は、 <u>A列4番</u> とすること。 2～5 (略)			
様式第三号 (三)			
平成 年 月分、沖縄精神障害者特別措置医療費支払請求明細書 (病院・診療所用－入院外)			

沖縄県知事 殿			請求金額 円
(略)			
備考 1 この用紙は、 <u>B列6番</u> とすること。 2 (略)			
様式第三号 (一)			
昭和 年 月分、沖縄精神障害者特別措置医療費支払請求明細書 ㊸			
(病院・診療所用－入院)			
(略)			
被保険者等の別	本人 家族	政府健保、組合健保、船保、共済、労災、国保（一般、退職）、 老保、生保、自費	
(略)			
備考 1 この用紙は、 <u>B列5番白色紙緑色刷り</u> とすること。 2～5 (略)			
様式第三号 (二)			
昭和 年 月分、沖縄精神障害者特別措置医療費支払請求明細書 ㊹			
(病院・診療所用－入院)			
(略)			
被保険者等の別	本人 家族	政府健保、組合健保、船保、共済、労災、国保（一般、退職）、 老保、生保、自費	
(略)			
備考 1 この用紙は、 <u>B列5番白色紙緑色刷り</u> とすること。 2～5 (略)			
様式第三号 (三)			
昭和 年 月分、沖縄精神障害者特別措置医療費支払請求明細書 (病院・診療所用－入院外)			

(略)				
自立支援医療受給者証の番号		自立支援医療受給者証の有効期間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	精
患者名	(男・女) 明・大・昭・平 年生	医療機関の所在地及び名称 開設者氏名		甲
被保険者等の別	本人 家族	政府けんぽ、組合健保、船保、共済、労災、国保（一般、退職）、後期、生保、自費		
(略)				
控除額	障害者総合支援法第58条の負担額	円	円	
	他法負担額	円	円	
差引請求(支払)額		円	円	
備考 1 この用紙は、A列4番とすること。 2～4 (略)				
様式第三号 (四)				
平成 年 月分、沖縄精神障害者特別措置医療費支払請求明細書 (病院・診療所用一入院外)				
(略)				
自立支援医療受給者証の番号		自立支援医療受給者証の有効期間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	精
患者名	(男・女) 明・大・昭・平 年生	医療機関の所在地及び名称 開設者氏名		乙
被保険者等の別	本人 家族	協会けんぽ、組合健保、船保、共済、労災、国保（一般、退職）、後期、生保、自費		
(略)				
控除額	障害者総合支援法第58条の負担額	円	円	
	他法負担額	円	円	
差引請求(支払)額		円	円	

(略)				
精神衛生法第32条患者番号		患者票有効期間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	精
患者名	(男・女) 明・大・昭 年生	医療機関の所在地及び名称 開設者氏名		甲
被保険者等の別	本人 家族	政府健保、組合健保、船保、共済、労災、国保（一般、退職）、老保、生保、自費		
(略)				
控除額	精神衛生法第32条負担額	円	円	
	他法負担額	円	円	
差引請求(支払)額		円	円	
備考 1 この用紙は、B列5番白色紙緑色刷りとすること。 2～4 (略)				
様式第三号 (四)				
昭和 年 月分、沖縄精神障害者特別措置医療費支払請求明細書 (病院・診療所用一入院外)				
(略)				
精神衛生法第32条患者番号		患者票有効期間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	精
患者名	(男・女) 明・大・昭 年生	医療機関の所在地及び名称 開設者氏名		乙
被保険者等の別	本人 家族	政府健保、組合健保、船保、共済、労災、国保（一般、退職）、老保、生保、自費		
(略)				
控除額	精神衛生法第32条負担額	円	円	
	他法負担額	円	円	
差引請求(支払)額		円	円	

備考 1 この用紙は、A列4番とすること。
2～4 (略)

様式第三号 (五)

平成 年 月分、沖縄精神障害者特別措置医療費支払請求明細書
(薬局用)

(略)		自立支援医療受給者証の番号	自立支援医療受給者証の有効期間	自平成 年 月 日 至平成 年 月 日
患者名	(男・女) 明・大・昭・平 年生	薬局の所在地及び名称 開設者氏名 ㊞		
被保険者等の別	本人 家族	協会けんぽ、組合健保、船保、共済、労災、国保(一般、退職)、後期、生保、自費		
(略)		控除額	障害者総合支援法第58条の負担額	円
			他法負担額	円
		差引請求(支払)額		円
		※決定		円

備考 1 この用紙は、A列4番とすること。
2～4 (略)

様式第四号

(表 面)

医療費支給申請書

(略)			
家族等	氏名 住所	患者との続柄	
(略)			

備考 1 この用紙は、B列5番白色紙緑色刷りとすること。
2～4 (略)

様式第三号 (五)

昭和 年 月分、沖縄精神障害者特別措置医療費支払請求明細書
(薬局用)

(略)		精神衛生法第32条患者票番号	患者票有効期間	自平成 年 月 日 至平成 年 月 日
患者名	(男・女) 明・大・昭 年生	薬局の所在地及び名称 開設者氏名 ㊞		
被保険者等の別	本人 家族	政府健保、組合健保、船保、共済、労災、国保(一般、退職)、老保、生保、自費		
(略)		控除額	精神衛生法第32条負担額	円
			他法負担額	円
		差引請求(支払)額		円
		※決定		円

備考 1 この用紙は、B列5番白色紙緑色刷りとすること。
2～4 (略)

様式第四号

(表 面)

医療費支給申請書

(略)			
保護義務者	氏名 住所	患者との続柄	
(略)			

医療を受けた期間	<u>平成</u> 年 月 日から <u>平成</u> 年 月 日まで	入院 日 入院外 日	(略)
合計 日		合計 日	
<p>沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令第3条第1項の規定により、医療費の支給を受けたく、必要書類を添えて申請します。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>申請者氏名 ⑩ 申請者の住所 患者との続柄</p> <p>沖縄県知事 殿</p>			
(略) (裏面)			
医療を受けた期間	<u>昭和</u> 年 月 日から <u>昭和</u> 年 月 日まで	入院 日 入院外 日	(略)
合計 日		合計 日	
<p>沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令第3条第1項の規定により、医療費の支給を受けたく、必要書類を添えて申請します。</p> <p>昭和 年 月 日</p> <p>申請者氏名 ⑩ 申請者の住所 患者との続柄</p> <p>沖縄県知事 殿</p>			
(略) (裏面)			

都道府県知事
各 殿
指定都市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 33 条に規定する医療保護入院に際して市町村長が行う入院同意について」等の一部改正について

今般、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 49 号）により精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）が改正され、一部を除き、平成 26 年 4 月 1 日から施行されること等に伴い、関係通知を下記のとおり改正し、同日から適用することとしたので、適正な実施に遺憾なきを期されるとともに、貴管下市町村等に対する周知につき配慮されたい。

なお、「精神障害者への対応について」（昭和 32 年 3 月 19 日衛発第 208 号厚生省公衆衛生局長通知）は、平成 26 年 3 月 31 日限りで廃止する。

記

- 1 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 33 条に規定する医療保護入院に際して市町村長が行う入院同意について」（昭和 63 年 6 月 22 日健医発第 743 号厚生省保健医療局長通知）の一部改正
別紙 1 のとおり改正する。
- 2 「精神障害者保健福祉手帳制度実施要領について」（平成 7 年 9 月 12 日健医発第 1132 号厚生省保健医療局長通知）の一部改正
別紙 2 のとおり改正する。
- 3 「保健所及び市町村における精神保健福祉業務について」（平成 12 年 3 月 31 日障第 251 号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知）の一部改正
別添 3 のとおり改正する。

(別添1)

○ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条に規定する医療保護入院に際して市町村長が行う入院同意について（昭和63年6月22日 健医発第743号厚生省保健医療局長通知）【新旧対照表】

(変更点は下線部)

改正後	現行
<p style="text-align: right;">健医発第743号 昭和63年6月22日 一部改正 障発第335号 平成13年8月6日 一部改正 障発0124第4号 <u>平成26年1月24日</u></p> <p>各 都道府県知事 殿</p> <p style="text-align: right;">厚生省保健医療局長</p> <p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条第3項に基づき 医療保護入院に際して市町村長が行う入院同意について</p> <p>(略)</p> <p>別添</p> <p style="text-align: center;">市町村長同意事務処理要領</p> <p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。 以下「法」という。）第33条第3項に基づき医療保護入院に必要な同意 を市町村長が行う場合の事務処理については、以下の要領によること。 1 入院時に市町村長の同意の対象となる者 (略) (1)～(3) (略) (4) 病院側の調査の結果、<u>当該精神障害者の家族等のいずれもいな いか、又はその家族等の全員がその意思を表示することができな いこと（これらの家族等のうちいずれかの者がおり、その同意が 得られないときは、医療保護入院はできないこと。）。</u></p>	<p style="text-align: right;">健医発第743号 昭和63年6月22日 一部改正 障発第335号 平成13年8月6日</p> <p>各 都道府県知事 殿</p> <p style="text-align: right;">厚生省保健医療局長</p> <p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条に規定する 医療保護入院に際して市町村長が行う入院同意について</p> <p>(略)</p> <p>別添</p> <p style="text-align: center;">市町村長同意事務処理要領</p> <p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条に規定する医療保護 入院に必要な保護者の同意を市町村長が行う場合の事務処理については 、以下の要領によること。 1 入院時に市町村長の同意の対象となる者 (略) (1)～(3) (略) (4) 病院側の調査の結果、<u>後見人又は保佐人、配偶者、親権者その 他選任された保護者のいずれもいないか、又は不明であること（ これらの保護者がおり、その同意が得られないときは、医療保護 入院はできないこと。）。</u> <u>(5) 病院側の調査の結果、扶養義務者がいないか若しくは不明であ ること又は扶養義務者の同意が得られないこと。</u></p>

注(1) 応急入院で入院した者については、72時間を超えても家族等のうちいずれかの者が判明しない場合で、引き続き入院が必要な場合には、市町村長の同意が必要であること。

(2) 家族等のうちいずれかの者がおり、その同意が得られないときで、法第29条に基づく措置入院を行うべき病状にある場合は、法第22条に基づく申請を行うこと。

2 (略)

3 病院からの連絡

病院は、入院する患者について、居住地、家族等のうちいずれかの者の有無等を調査し、当該患者が入院につき市町村長の同意が必要な者である場合には、速やかに市町村長の同意の依頼を行うこと。

(略)

4 市町村において行われる手続き

(1) (略)

(2) (略)

ア (略)

イ 病院が把握していない家族等の存在を把握し、連絡がとれる場合には、その同意の意思の有無を確認すること。

(3)～(5) (略)

5 同意後の事務

(1) 入院中の面会等

入院の同意後、市町村の担当者は、速やかに本人に面会し、その状態を把握するとともに市町村長が同意者であること及び市町村の担当者への連絡先、連絡方法を本人に伝えること。

(略)

注(1) 扶養義務者のうちから保護者を選任中の者については、4週間を限って扶養義務者の同意により入院させることができるが、4週間を超えても保護者が選任されない場合には、市町村長が保護者となり、その同意が必要であること。

(2) 応急入院で入院した者については、72時間を超えても保護者若しくは扶養義務者が判明しない場合又は扶養義務者の同意が得られない場合で、引き続き入院が必要な場合には、市町村長の同意が必要であること。

(3) 同意した者が死亡等により保護義務を行えなくなった場合には、次の保護者が現れるまでの間は、市町村長が保護者となること。

2 (略)

3 病院からの連絡

病院は、入院する患者について、居住地、保護者や扶養義務者の有無等を調査し、当該患者が入院につき市町村長の同意が必要な者である場合には、速やかに市町村長の同意の依頼を行うこと。

(略)

4 市町村において行われる手続き

(1) (略)

(2) (略)

ア (略)

イ 扶養義務者がいる場合には、同意を行わない旨の確認を電話等を行うとともに、市町村長が同意する旨を連絡すること

(3)～(5) (略)

5 同意後の事務

(1) 入院中の面会等

入院の同意後、市町村の担当者は、速やかに本人に面会し、その状態を把握するとともに市町村長が保護者になっていること及び市町村の担当者への連絡先、連絡方法を本人に伝えること。

(略)

(2) 保護者の調査等

市町村の担当者は、市町村長の同意の後においても、保護者及び保護者になりうる者の調査等に努めること。

なお、病院及び関係機関は、市町村長の同意によって入院している患者について、市町村長以外に保護者及び保護者になりうる者がいることが明らかになった場合は、速やかに市町村の担当者に連絡すること。

(3) 関係機関への連絡

<p>様式 1</p> <p style="text-align: center;"><u>医療保護入院同意依頼書</u></p> <p>下記の者について、医療及び保護のために入院の必要があると認められましたが、他に<u>家族等</u>がないため、精神保健及び精神障害者福祉に関する<u>法律第33条第3項</u>により貴職による同意をお願い致します。 (略)</p> <p>様式 2</p> <p style="text-align: center;"><u>医療保護入院同意依頼聴取票</u></p> <p>(略)</p> <p>様式 3</p> <p style="text-align: center;">同意書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>病院管理者 殿</p> <p style="text-align: right;">市町村長 印</p> <p>下記の者を精神保健及び精神障害者福祉に関する<u>法律第33条第3項</u>の規定により貴病院に入院させることに同意する。 (略)</p>	<p style="text-align: center;">市町村の担当者は、入院の同意を行った場合、必要に応じ、<u>保健所、福祉事務所等の関係機関に連絡を行うこと。</u></p> <p>(4) <u>保護義務の終了</u></p> <p style="text-align: center;"><u>保護者の発見、選任等により市町村長が保護者でなくなったときは、市町村の担当者は、保護者の変更を確認した後、速やかに市町村長の保護義務終了について内部手続をとること。</u></p> <p>様式 1</p> <p style="text-align: center;"><u>保護者同意依頼書</u></p> <p>下記の者について、医療及び保護のために入院の必要があると認められましたが、他に<u>保護者</u>となる者がいないため、精神保健及び精神障害者福祉に関する<u>法律第21条</u>により貴職が保護者となりますので、<u>同法第33条第1項</u>の規定により貴職の保護者としての同意をお願い致します。 (略)</p> <p>様式 2</p> <p style="text-align: center;"><u>保護者同意依頼聴取票</u></p> <p>(略)</p> <p>様式 3</p> <p style="text-align: center;">同意書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>病院管理者 殿</p> <p style="text-align: right;"><u>保護者</u> 市町村長 印</p> <p>下記の者を精神保健及び精神障害者福祉に関する<u>法律第33条第1項</u>の規定により貴病院に入院させることに同意する。 (略)</p>
---	--

(別添3)

○ 保健所及び市町村における精神保健福祉業務について（平成12年3月31日 障第251号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知）
【新旧対照表】

(変更点は下線部)

改正後	現行
<p style="text-align: right;">障 発 第 2 5 1 号 平成12年3月31日</p> <p style="text-align: right;">一部改正 障 発 第 0 3 2 9 0 0 8 号 平成14年3月29日</p> <p style="text-align: right;">一部改正 障 発 第 0 7 1 4 0 0 4 号 平成17年7月14日</p> <p style="text-align: right;">一部改正 障 発 第 0 3 3 1 0 0 5 号 平成18年3月31日</p> <p style="text-align: right;">一部改正 障 発 第 1 2 2 2 0 0 3 号 平成18年12月22日</p> <p style="text-align: right;">一部改正 障 発 0 3 3 0 第 1 1 号 平成24年3月30日</p> <p style="text-align: right;">一部改正 障 発 0 4 2 6 第 6 号 平成25年4月26日</p> <p style="text-align: right;">一部改正 <u>障 発 0 1 2 4 第 4 号</u> <u>平成26年1月24日</u></p>	<p style="text-align: right;">障 発 第 2 5 1 号 平成12年3月31日</p> <p style="text-align: right;">一部改正 障 発 第 0 3 2 9 0 0 8 号 平成14年3月29日</p> <p style="text-align: right;">一部改正 障 発 第 0 7 1 4 0 0 4 号 平成17年7月14日</p> <p style="text-align: right;">一部改正 障 発 第 0 3 3 1 0 0 5 号 平成18年3月31日</p> <p style="text-align: right;">一部改正 障 発 第 1 2 2 2 0 0 3 号 平成18年12月22日</p> <p style="text-align: right;">一部改正 障 発 0 3 3 0 第 1 1 号 平成24年3月30日</p> <p style="text-align: right;">一部改正 障 発 0 4 2 6 第 6 号 平成25年4月26日</p>
<p>各 都道府県知事 殿 指定都市市長</p> <p style="text-align: right;">厚生省大臣官房障害保健福祉部長</p> <p style="text-align: center;">保健所及び市町村における精神保健福祉業務について</p> <p>(略)</p> <p>別紙</p> <p style="text-align: center;">保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領</p>	<p>各 都道府県知事 殿 指定都市市長</p> <p style="text-align: right;">厚生省大臣官房障害保健福祉部長</p> <p style="text-align: center;">保健所及び市町村における精神保健福祉業務について</p> <p>(略)</p> <p>別紙</p> <p style="text-align: center;">保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領</p>

第一部 保健所
 第一・二 (略)
 第三 業務の実施
 1～7 (略)
 8 入院等関係事務
 (1)・(2) (略)
 (3) 関係機関との連携
 (略)
特に医療機関から精神保健福祉法に基づく地域援助事業者の紹介のための照会先となる事業者に係る問い合わせがあった場合には、問い合わせ元の医療機関と照会先となる事業者との間の調整等を積極的に行うこと。また、要請があった場合には、必要に応じて医療保護入院者退院支援委員会への出席も検討すること。
 (4)・(5) (略)
 9・10 (略)
 第二部 市町村
 第一・第二 (略)
 第三 業務の実施
 1～3 (略)
 4 社会復帰及び自立と社会参加への支援
 (1) (略)
 (2) 障害福祉サービス等の利用の調整等
 (略)
また、市町村は、助言を受けた精神障害者から求めがあった場合や、医療機関から地域援助事業者の紹介に係る問い合わせがあった場合には、必要に応じて障害者総合支援法による障害福祉サービス等の利用についてのあっせん又は、調整を行うとともに、必要に応じて、障害者総合支援法による障害福祉サービス事業者に対し、当該精神障害者の利用の要請等を行う。
 (3)～(5) (略)
 5 入院及び自立支援医療費(精神通院医療)関係事務
 (1) (略)
 (2) 医療保護入院が必要な精神障害者に家族等がないとき等においては、精神障害者の居住地の市町村長が医療保護入院の同意を行い、また、家族等がないとき等における医療保護入院者の退院請求等の権利者となるが、医療保護入院の同意を市町村長が行う際には、人権保護上の十分な配慮が必要である。
 6 (略)
 7 その他
 (1) 障害者基本法第11条第3項に基づく市町村障害者計画について

第一部 保健所
 第一・二 (略)
 第三 業務の実施
 1～7 (略)
 8 入院等関係事務
 (1)・(2) (略)
 (3) 関係機関との連携
 (略)
 (4)・(5) (略)
 9・10 (略)
 第二部 市町村
 第一・第二 (略)
 第三 業務の実施
 1～3 (略)
 4 社会復帰及び自立と社会参加への支援
 (1) (略)
 (2) 障害福祉サービス等の利用の調整等
 (略)
また、市町村は、助言を受けた精神障害者から求めがあった場合には、必要に応じて障害者総合支援法による障害福祉サービス等の利用についてのあっせん又は、調整を行うとともに、必要に応じて、障害者総合支援法による障害福祉サービス事業者に対し、当該精神障害者の利用の要請を行う。
 5 入院及び自立支援医療費(精神通院医療)関係事務
 (1) (略)
 (2) 保護者がないとき等においては、精神障害者の居住地の市町村長が保護者となる(法第21条)が、医療保護入院の同意を市町村長が行う際には、人権保護上の十分な配慮が必要である。
 6 (略)
 7 その他
 (1) 障害者基本法第8条第3項に基づく市町村障害者計画について

ては、都道府県、精神保健福祉センター、保健所及び地域の医療機関、障害福祉サービス事業所その他の関係機関の協力を得て、その策定及び推進に努める。

(2) (略)

ては、都道府県、精神保健福祉センター、保健所及び地域の医療機関、障害福祉サービス事業所その他の関係機関の協力を得て、その策定及び推進に努める。

(2) (略)

都道府県知事
各 殿
指定都市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第12条に規定する精神医療審査会について」の一部改正及び精神医療審査会の運営上の留意事項について

今般、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第49号）により精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）が改正され、一部を除き、平成26年4月1日から施行されること等に伴い、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第12条に規定する精神医療審査会について」（平成12年3月28日障第209号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知）別添「精神医療審査会運営マニュアル」を別添新旧対照表のとおり改正し、同日から適用することとしたので、本改正に伴い各々定めている運営要綱等の見直しを行うこと等により適切な実施に努められるとともに、関係機関及び関係団体に対して周知徹底方お取り計らい願いたい。

また、精神医療審査会の運営上特に留意されたい事項について、下記のとおり周知するので、その徹底が図られるよう努められたい。

なお、本通知のうち、「精神医療審査会運営マニュアル」V及びVIに係る改正部分は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項に規定する都道府県及び指定都市が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準であり、その他の部分は、同法第245条の4第1項に基づく技術的助言であることを申し添える。

記

一、精神医療審査会は、精神障害者の人権に配慮しつつその適正な医療及び保護を確保するための機関であり、その審査の専門性及び独立性が保たれるよう十分配慮し、精神障害者の人権擁護のために最大限の努力を払うこと。

二、精神障害者の人権擁護の観点から精神医療審査会における審査の迅速性を確保することが重要であり、当該精神医療審査会における審査件数等に応じて、合議体数の見直しを行うこと。特に退院等の請求等に係る審査については、請求等から概ね1ヶ月以内に行うこととしているところであり、審査の質を確保した上で迅速な審査を行うことができる合議体数の確保を図ること。

(別添)

○ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第12条に規定する精神医療審査会について（平成12年3月28日障第209号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知）【新旧対照表】

(下線部が変更部分)

改正後	現行
<p style="text-align: right;">障 第 2 0 9 号 平成12年3月28日 一部改正 障発第0329008号 平成14年3月29日 一部改正 障発第1222003号 平成18年12月22日 一部改正 <u>障発0124第5号</u> <u>平成26年1月24日</u></p>	<p style="text-align: right;">障 第 2 0 9 号 平成12年3月28日 一部改正 障発第0329008号 平成14年3月29日 一部改正 障発第1222003号 平成18年12月22日</p>
<p>各 都道府県知事 殿 指定都市市長</p>	<p>各 都道府県知事 殿 指定都市市長</p>
<p style="text-align: right;">厚生省大臣官房障害保健福祉部長</p>	<p style="text-align: right;">厚生省大臣官房障害保健福祉部長</p>
<p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第12条に規定する 精神医療審査会について</p>	<p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第12条に規定する 精神医療審査会について</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>別 添 精神医療審査会運営マニュアル</p>	<p>別 添 精神医療審査会運営マニュアル</p>
<p>I・II (略) III 審査会について 審査会の所掌 (1) 合議体を構成する委員を定めること。</p>	<p>I・II (略) III 審査会について 審査会の所掌 (1) 合議体を構成する委員を定めること。</p>

(略)

また、審査会は、各合議体の状況に応じて、合議体を構成しない委員を合議体での審査の前提となる意見聴取や診察を行うための予備委員として置くことができるものとする。予備委員として審査会から推薦を受けた精神保健指定医は、精神保健福祉法第19条の4第3項に規定する公務への協力義務を踏まえ、可能な限り予備委員に就任し、協力するよう努めるものとする。

(略)

(2) 審査会に設置すべき合議体の数については、退院等の請求等の審査が迅速（請求等があるから概ね1ヶ月以内）かつ適切に行われるよう設置しなければならないこととし、審査件数等に応じて合議体数の見直しを行うこととする。

(3) (略)

IV 合議体について

1～3 (略)

4 関係者の排除

(1) (略)

①・② (略)

③ 委員が、当該患者の代理人、後見人又は保佐人であるとき。

④ 委員が、当該患者の配偶者若しくは3親等内の親族又はこれらの者の代理人であるとき。

(2) (略)

① (略)

② (1) ③・④については、個別の患者の審査ごとに、委員からの申し出等により確認するものとする。

(3) 委員は、前記①～④に掲げるもののほか、当該患者と特別の関係がある場合には、それを理由に議事に加わらないことができる。

(4) (略)

5 (略)

(略)

(略)

(2) 審査会に設置すべき合議体の数については、退院等の請求等の審査が迅速（請求等があるから概ね1ヶ月以内）かつ適切に行われるよう設置しなければならない。

(3) (略)

IV 合議体について

1～3 (略)

4 関係者の排除

(1) (略)

①・② (略)

③ 委員が、当該患者の保護者等であるとき。

「保護者等」とは、次の者をいう。

- ・ 法第33条第1項の同意を行った保護者
- ・ 法第33条第2項の同意を行った扶養義務者
- ・ 法第34条の同意を行った保護者又は扶養義務者

④ 委員が、当該患者の配偶者又は3親等内の親族であるとき。

⑤ 委員が、当該患者の代理人、後見人又は保佐人であるとき。

⑥ 委員が、当該患者又はその保護者等の代理人であるとき。

(2) (略)

① (略)

② (1) ③～⑥については、個別の患者の審査ごとに、委員からの申し出等により確認するものとする。

(3) 委員は、前記①～⑥に掲げるもののほか、当該患者と特別の関係がある場合には、それを理由に議事に加わらないことができる。

(4) (略)

5 (略)

<p>V 退院等の請求の処理について</p> <p>1 退院等の請求受理について</p> <p>(1) ・ (2) (略)</p> <p>(3) 請求者に対する確認等 (略)</p> <p><u>なお、請求者が家族等の場合は、入院に同意した家族等であるか確認することとする。</u></p> <p>2 都道府県知事の行う事前手続きについて</p> <p>(1) 当該請求を受理したことの関係者への通知</p> <p>都道府県知事は、速やかに当該請求を受理した旨を請求者、当該患者及び病院管理者に対し、書面又は口頭により連絡するものとする。</p> <p>(2) 都道府県知事の行う事前資料の準備</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 都道府県知事は、<u>法第20条</u>の規定による入院（任意入院）が行われる状態にないとの判定が適正に行われているか、<u>法第33条第1項</u>の同意が適正に行われているか、同条第4項に基づく届出が適正に行われているかなど手続的事項については、事前にチェックし、整理表を作成するなどにより、審査の便宜を図るものとする。</p> <p>ウ また、同一人から同一趣旨の請求が多数ある場合や、<u>家族等（精神保健福祉法第33条第2項に規定する家族等をいう。以下同じ。）のうち複数から同一趣旨の請求がある場合には、審査の円滑な運営ができるよう、事前に十分整理しておくものとする。</u></p> <p>3 合議体での審査等について</p> <p>(1) 合議体が行う審査のための事前手続</p> <p>ア 意見聴取</p> <p>① 基本的な考え方</p> <p>審査会は、審査をするに当たって、請求の内容を適切に把握するため法第38条の5第3項に基づき、退院等の請求をした者及び当該審査に係る入院中の者が入院している精神科病院の管理者の意見（代理人を含む。）を聴かなければならないこととする。ただし、当該請求受理以前6ヶ月以内に意見聴取を行っている場合及び同一案件について複数の者から請求があった場合等において、重ねて意見聴取を行う必要が乏しいと認められるときは、</p>	<p>V 退院等の請求の処理について</p> <p>1 退院等の請求受理について</p> <p>(1) ・ (2) (略)</p> <p>(3) 請求者に対する確認等 (略)</p> <p>2 都道府県知事の行う事前手続きについて</p> <p>(1) 当該請求を受理したことの関係者への通知</p> <p>都道府県知事は、速やかに当該請求を受理した旨を請求者、当該患者、<u>保護者等及び病院管理者</u>に対し、書面又は口頭により連絡するものとする。<u>ただし、保護者等にあつては直ちに連絡先が判明しない場合は、この限りでない。</u></p> <p>(2) 都道府県知事の行う事前資料の準備</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 都道府県知事は、<u>法第22条の3</u>の規定による入院（任意入院）が行われる状態にないとの判定が適正に行われているか、<u>法第33条第1項</u>の同意が適正に行われているか、同条第4項に基づく届出が適正に行われているかなど手続的事項については、事前にチェックし、整理表を作成するなどにより、審査の便宜を図るものとする。</p> <p>ウ また、同一人から同一趣旨の請求が多数ある場合には、審査の円滑な運営ができるよう、事前に十分整理しておくものとする。</p> <p>3 合議体での審査等について</p> <p>(1) 合議体が行う審査のための事前手続</p> <p>ア 意見聴取</p> <p>① 基本的な考え方</p> <p>審査会は、審査をするに当たって、請求の内容を適切に把握するため法第38条の5第3項に基づき、退院等の請求をした者及び当該審査に係る入院中の者が入院している精神科病院の管理者の意見（代理人を含む。）を聴かなければならないこととする。ただし、当該請求受理以前6か月以内に意見聴取を行っている場合において、重ねて意見聴取を行う必要が乏しいと認められるときは、この限りでない。</p>
---	--

この限りでない。

②・③ (略)

④ 意見聴取の方法

原則として面接の上、当該請求に関する意見聴取を行うことが望ましいが、審査会の判断で、書面を提出させることにより意見聴取を行うことができる。なお、意見聴取した内容について、審査の円滑な運営ができるよう事前に十分整理しておくこととする。

⑤ その他の対象

(略)

(ア)

(イ) 当該患者の家族等

⑥ (略)

⑦ 代理人の場合の取扱

(略)

⑧ (略)

イ (略)

ウ 診療録その他の帳簿書類の提出

審査会は、審査をするに当たって、必要に応じて、精神科病院の管理者その他関係者に対して調査対象となった入院中の患者の診療録、医療保護入院者退院支援委員会審議記録その他の帳簿書類の提出を命じることができる。

(2) 合議体の審査時における関係者からの意見聴取等

ア 関係者からの意見聴取等について

(略)

①～④ (略)

⑤ 当該患者の入院に同意した家族等

(略)

イ・ウ (略)

(3)・(4) (略)

4 都道府県知事の行う事後処理について

(1)・(2) (略)

②・③ (略)

④ 意見聴取の方法

面接の上、当該請求に関する意見聴取を行うことが望ましい。

⑤ その他の対象

(略)

(ア) (略)

(イ) 当該患者の保護者等

⑥ (略)

⑦ 保護者等の場合の取扱

請求者が当該患者の保護者等の場合であって、遠隔地に居住しているなどやむを得ない事情にある場合には、書面の提出をもって面接に代えることができる。

(略)

⑧ (略)

イ (略)

ウ 診療録その他の帳簿書類の提出

審査会は、審査をするに当たって、必要に応じて、精神科病院の管理者その他関係者に対して調査対象となった入院中の患者の診療録その他の帳簿書類の提出を命じることができる。

(2) 合議体の審査時における関係者からの意見聴取等

ア 関係者からの意見聴取等について

(略)

①～④ (略)

⑤ 当該患者の保護者等

(略)

イ・ウ (略)

(3)・(4) (略)

4 都道府県知事の行う事後処理について

(1)・(2) (略)

<p>(3) その他の事項 合議体での審査の結果、退院等の請求が適当との判断がなされた場合、都道府県知事はおおむね<u>1ヶ月</u>以内に、当該病院管理者が採った措置を確認するものとし、当該措置について審査会に報告することとする。</p> <p>5 その他退院等の請求の審査に関して必要な事項</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 都道府県知事は、請求を受理してからおおむね<u>1ヶ月</u>、やむを得ない事情がある場合においてもおおむね<u>3ヶ月</u>以内に請求者に対し、審査結果及び理由の要旨を通知するよう努めるものとする。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 退院の請求がなされた場合においても、合議体における審査の結果、当該患者の処遇、社会復帰への指導方法、その他当該患者への適切な医療の提供のために合議体が必要と認める措置がある場合には、その旨を都道府県知事に通知するものとする。また、必要に応じて、当該患者が入院する精神科病院の管理者、当該患者の治療を担当する指定医、及び当該患者の<u>家族等</u>と協議することができる。</p> <p>6 (略)</p> <p>VI 定期の報告等の審査について</p> <p>1 合議体での審査等について</p> <p>(1) 合議体が行う審査のための事前手続</p> <p>ア 資料の送付 審査会は、当該審査を行う合議体の委員に対して事前に当該審査資料を<u>送付する等</u>により、検討を依頼することができる。また、<u>必要事項の記載漏れ等を事前に点検しておくことが望ましい。</u></p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 合議体での審査に関するその他の事項</p> <p>ア 入院時の審査の取扱について (略) <u>また、入院時の届出に添付されている入院診療計画書に記載されている推定されている入院期間が、特段の理由なく1年以上の期間とされていないか確認する。</u></p> <p>イ 定期病状報告の審査 <u>定期病状報告の審査に当たっては、添付されている医療保護入院</u></p>	<p>(3) その他の事項 合議体での審査の結果、退院等の請求が適当との判断がなされた場合、都道府県知事はおおむね<u>1か月</u>以内に、当該病院管理者が採った措置を確認するものとし、当該措置について審査会に報告することとする。</p> <p>5 その他退院等の請求の審査に関して必要な事項</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 都道府県知事は、請求を受理してからおおむね<u>1か月</u>、やむを得ない事情がある場合においてもおおむね<u>3か月</u>以内に請求者に対し、審査結果及び理由の要旨を通知するよう努めるものとする。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 退院の請求がなされた場合においても、合議体における審査の結果、当該患者の処遇、社会復帰への指導方法、その他当該患者への適切な医療の提供のために合議体が必要と認める措置がある場合には、その旨を都道府県知事に通知するものとする。また、必要に応じて、当該患者が入院する精神科病院の管理者、当該患者の治療を担当する指定医、及び当該患者の<u>保護者</u>と協議することができる。</p> <p>6 (略)</p> <p>VI 定期の報告等の審査について</p> <p>1 合議体での審査等について</p> <p>(1) 合議体が行う審査のための事前手続</p> <p>ア 資料の送付 審査会は、当該審査を行う合議体の委員に対して事前に当該審査資料を<u>送付し</u>、検討を依頼することができる。</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 合議体での審査に関するその他の事項</p> <p>ア 入院時の審査の取扱について (略)</p>
---	--

者退院支援委員会審議記録により、医療保護入院者退院支援委員会の審議において特段の理由なく入院の継続が必要と判断されていないか確認する。

また、任意入院者及び医療保護入院者については、特段の理由なく1年以上の入院が必要であると判断されていないか確認する。

ウ 都道府県知事に対する報告徴収等の要請について
(略)

(4)・(5) (略)

2 都道府県知事からの病院管理者等への通知

(1) (略)

(2) 審査会の判断が前項(4)②から⑥の場合は、都道府県知事は、審査結果に基づき必要な措置を行うとともに、請求者、当該患者及び病院管理者に対し、審査の結果及びこれに基づき採った措置を通知するものとする。

(略)

VII (略)

イ 都道府県知事に対する報告徴収等の要請について
(略)

(4)・(5) (略)

2 都道府県知事からの病院管理者等への通知

(1) (略)

(2) 審査会の判断が前項(4)②から⑥の場合は、都道府県知事は、審査結果に基づき必要な措置を行うとともに、当該患者、保護者等及び病院管理者に対し、審査の結果及びこれに基づき採った措置を通知するものとする。

(略)

VII (略)

都道府県知事
各 殿
指定都市市長

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部精神・障害保健課長
(公印省略)

医療保護入院における家族等の同意に関する運用について

今般、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第49号）により精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）が改正され、一部を除き、平成26年4月1日から施行されることに伴い、医療保護入院の要件が精神保健指定医の判定と家族等のうちのいずれかの者の同意に改められたところである。精神科病院の管理者が家族等からの同意を得る際の運用の考え方については下記のとおりであるので、医療保護入院制度の円滑、適正な実施に遺憾なきを期されるとともに、貴管下市町村を含め関係者、関係団体に対する周知方につき配慮されたい。

記

1. 今回の法改正においては、保護者制度の廃止に伴い、医療保護入院について精神保健指定医1名の判定とともに、家族等（配偶者、親権者、扶養義務者、後見人又は保佐人をいう。以下同じ。）のうちいずれかの者の同意を必要とすることとした。（法第33条第1項及び第2項）
2. 当該改正の趣旨は、適切な入院医療へのアクセスを確保しつつ、医療保護入院における精神障害者の家族等に対する十分な説明とその合意の確保、精神障害者の権利擁護等を図るものである。
3. なお、医療保護入院は、本人の同意を得ることなく入院させる制度であることから、その運用には格別の慎重さが求められる。本人の同意が求められる状態である場合には、可能な限り、本人に対して入院医療の必要性等について十分な説明を行い、その同意を得て、任意入院となるように努めなければならない。
4. 医療保護入院においては、その診察の際に付き添う家族等が、通例、当該精神障害者を身近で支える家族等であると考えられることから、精神科病院の管理者（以下「管理者」という。）は、原則として、診察の際に患者に付き添う家族等

に対して入院医療の必要性等について十分な説明を行い、当該家族等から同意を得ることが適当である。

5. 管理者が家族等の同意を得る際には、当該家族等の氏名、続柄等を書面で申告させて確認する。その際には、可能な範囲で運転免許証や各種医療保険の被保険者証等の提示による本人確認を行うことが望ましい。
また、家族等の同意に関する書面の様式例を参考までに添付するので、適宜活用されたい。
6. 管理者が家族等の同意を得る際に、後見人又は保佐人の存在を把握した場合には、これらの者の同意に関する判断を確認することが望ましい。
7. また、当該医療保護入院者に係る精神障害者が未成年である場合に管理者が親権者から同意を得る際には、民法（明治29年法律第89号）第818条第3項の規定にしたがって、原則として父母双方の同意を要するものとする。
8. 精神障害者に対する医療やその後の社会復帰には家族等の理解と協力が重要であることを踏まえると、医療保護入院は、より多くの家族等の同意の下で行われることが望ましい。
このため、管理者が医療保護入院の同意についての家族等の間の判断の不一致を把握した場合においては、可能な限り、家族等の間の意見の調整が図られることが望ましく、管理者は、必要に応じて家族等に対して医療保護入院の必要性等について説明することが望ましい。
9. 管理者が家族等の間の判断の不一致を把握した場合であって、後見人又は保佐人の存在を把握し、これらの者が同意に反対しているときには、その意見は十分に配慮されるべきものと解する。
10. また、管理者が家族等の間の判断の不一致を把握した場合において、親権を行う者の同意に関する判断は、親権の趣旨に鑑みれば、特段の事情があると認める場合を除き、尊重されるべきものと解する。
11. 医療保護入院後に管理者が当該入院に反対の意思を有する家族等（医療保護入院の同意を行った家族等であって、入院後に入院に反対することとなったものを含む。）の存在を把握した場合には、当該家族等に対して入院医療の必要性や手続の適法性等について説明することが望まれる。その上で、当該家族等が依然として反対の意思を有するときは、管理者は、都道府県知事（精神医療審査会）に対する退院請求を行うことができる旨を教示する。

1. 医療保護入院の同意の対象となる精神障害者本人

住 所	〒
フリガナ 氏 名	
生年月日	大正・昭和・平成 年 月 日

2. 医療保護入院の同意者の申告事項

住 所	〒	〒
フリガナ 氏 名		
生年月日	大正・昭和・平成 年 月 日	大正・昭和・平成 年 月 日
本人との関係		
<p>1 配偶者 2 父母（親権者である・ない） 3 祖父母等 4 子・孫等 5 兄弟姉妹 6 後見人又は保佐人 7 家庭裁判所が選任した扶養義務者（ ） （選任年月日 昭和・平成 年 月 日）</p> <p>なお、以下のいずれにも該当しないことを申し添えます。</p> <p>①本人と訴訟をした者、本人と訴訟をした者の配偶者又は直系血族、②家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人、補助人、③成年被後見人又は被保佐人、④未成年者</p>		

※親権者が両親の場合は、両親とも署名の上記載して下さい。

以上について、事実と相違ないことを確認した上で、1の者を貴病院に入院させることに同意します。

病院管理者 殿

年 月 日

〇〇 〇〇 ㊟

〔 〇〇 〇〇 ㊟ 〕

障精発 0 1 2 4 第 2 号
平成 2 6 年 1 月 2 4 日

都道府県知事
各 殿
指定都市市長

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部精神・障害保健課長
(公 印 省 略)

「精神障害者保健福祉手帳の診断書の記入に当たって留意すべき事項について」
等の一部改正について

今般、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 49 号）により精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）が改正され、一部を除き、平成 26 年 4 月 1 日から施行されること等に伴い、関係通知を下記のとおり改正し、同日から適用することとしたので、適正な実施に遺憾なきを期されるとともに、貴管下市町村等に対する周知につき配慮されたい。

記

- 1 「精神障害者保健福祉手帳の診断書の記入に当たって留意すべき事項について」（平成 7 年 9 月 12 日健医精発第 45 号厚生省保健医療局精神保健課長通知）の一部改正
別紙 1 のとおり改正する。
- 2 「年金証書等の写しによる精神障害者保健福祉手帳の障害等級の認定事務について」（平成 7 年 9 月 28 日健医精発第 59 号厚生省保健医療局精神保健課長通知）の一部改正
別紙 2 のとおり改正する。
- 3 「精神科病院に入院する時の告知等に係る書面及び入退院の届出等について」（平成 12 年 3 月 30 日障精発第 22 号厚生省大臣官房障害保健福祉部精神保健福祉課長通知）の一部改正

別紙3のとおり改正する。

4 「応急入院指定病院の指定等について」（平成12年3月30日障精発第23号厚生省大臣官房障害保健福祉部精神保健福祉課長通知）の一部改正
別紙4のとおり改正する。

5 「特定病院の認定等について」（平成18年9月29日障精発第0929001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知）の一部改正
別紙5のとおり改正する。

(別添3)

○ 精神科病院に入院する時の告知等に係る書面及び入退院の届出等について（平成12年3月30日 障精第22号厚生省大臣官房障害保健福祉部精神保健福祉課長通知）【新旧対照表】

(変更点は下線部)

改正後	現行
<p style="text-align: right;">障 精 第 2 2 号 平成12年3月30日</p> <p>一部改正 障精発第0325001号 平成17年3月25日</p> <p>一部改正 障精発第0929005号 平成18年9月29日</p> <p>一部改正 障精発第1222001号 平成18年12月22日</p> <p>一部改正 障精発第0526003号 平成20年5月26日</p> <p>一部改正 障精発0124第2号 <u>平成26年1月24日</u></p>	<p style="text-align: right;">障 精 第 2 2 号 平成12年3月30日</p> <p>一部改正 障精発第0325001号 平成17年3月25日</p> <p>一部改正 障精発第0929005号 平成18年9月29日</p> <p>一部改正 障精発第1222001号 平成18年12月22日</p> <p>一部改正 障精発第0526003号 平成20年5月26日</p>
<p>各 都道府県 指定都市 精神保健福祉主管部（局）長 殿</p> <p style="text-align: right;">厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部精神・障害保健課長</p> <p>精神科病院に入院する時の告知等に係る書面及び入退院の届出等について</p> <p>(略)</p> <p>1 入院時の告知等に係る書面について (1) 任意入院について ア 法第21条第1項に規定する精神科病院の管理者が任意入院者に対して退院等の請求に関する事等を知らせる書面については、別添様式1（入院に際してのお知らせ）によるものとする事。</p> <p>(略)</p> <p>イ 法第21条第1項に規定する任意入院を行おうとする精神障害者が自ら入院する旨を記載する書面については、別添様式2（任意入院同意書）によるものとする事。</p>	<p>各 都道府県 指定都市 精神保健福祉主管部（局）長 殿</p> <p style="text-align: right;">厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部精神・障害保健課長</p> <p>精神科病院に入院する時の告知等に係る書面及び入退院の届出等について</p> <p>(略)</p> <p>1 入院時の告知等に係る書面について (1) 任意入院について ア 法第22条の4第1項に規定する精神科病院の管理者が任意入院者に対して退院等の請求に関する事等を知らせる書面については、別添様式1（入院に際してのお知らせ）によるものとする事。</p> <p>(略)</p> <p>イ 法第22条の4第1項に規定する任意入院を行おうとする精神障害者が自ら入院する旨を記載する書面については、別添様式2（任意入院同意書）によるものとする事。</p>

<p>(略)</p> <p>ウ 法第21条第7項に規定する書面については、別添様式4（入院継続に際してのお知らせ）によるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>エ 法第21条第4項後段の規定による措置を採った場合の記録については、別添様式5（任意入院患者の退院制限をした場合の記録）によるものとする。</p> <p>オ (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 応急入院について 法第33条の8後段により準用する法第29条第3項に規定する書面については、別添様式9（入院に際してのお知らせ）によるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(5)～(6) (略)</p> <p>2 精神科病院の管理者から都道府県知事に対する届出等について (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 医療保護入院者に係る届出等について ア 法第33条第7項に規定する精神科病院の管理者から都道府県知事に対する届出は、同条第1項、第3項又は第4項後段の規定による入院についてそれぞれ別添様式13（医療保護入院者の入院届）又は別添様式14（特定医師による医療保護入院者（第33条第1項・第4項又は第33条第3項・第4項）の入院届及び記録）によるものとする。また、別添様式13の提出に当たっては入院診療計画書の写しを添付すること。 <u>なお、別添様式13に添付する入院診療計画書の様式については別途通知することとしていること。</u> 法第33条第6項に規定する精神科病院の管理者が作成する記録は、別添様式14（特定医師による医療保護入院者（第33条第1項・第4項又は第33条第3項・第4項）の入院届及び記録）を用いるものとする。</p> <p>イ 法第33条の2に規定する精神科病院の管理者から都道府県知事に対する届出は、別添様式15（医療保護入院者の退院届）によるものとする。</p> <p>(3) 応急入院者に係る届出等について 法第33条の7第5項に規定する精神科病院の管理者から都道府県知事に対する届出は、同条第1項又は第2項後段による入院についてそれぞれ別添様式16（応急入院届）又は別添様式17（特定医師による応急入院（第33条の7第2項）届及び記録）によるものとする。</p> <p>法第33条の7第4項に規定する精神科病院の管理者が作成する記</p>	<p>(略)</p> <p>ウ 法第22条の4第7項に規定する書面については、別添様式4（入院継続に際してのお知らせ）によるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>エ 法第22条の4第4項後段の規定による措置を採った場合の記録については、別添様式5（任意入院患者の退院制限をした場合の記録）によるものとする。</p> <p>オ (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 応急入院について 法第33条の5後段により準用する法第29条第3項に規定する書面については、別添様式9（入院に際してのお知らせ）によるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(5)～(6) (略)</p> <p>2 精神科病院の管理者から都道府県知事に対する届出等について (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 医療保護入院者に係る届出等について ア 法第33条第7項に規定する精神科病院の管理者から都道府県知事に対する届出は、同条第1項、第2項又は第4項後段の規定による入院についてそれぞれ別添様式13（医療保護入院者の入院届）、別添様式14（医療保護入院者（第33条第2項）の入院届）又は別添様式15（特定医師による医療保護入院者（第33条第1項・第4項）の入院届及び記録）若しくは別添様式16（特定医師による医療保護入院者（第33条第2項・第4項）の入院届及び記録）によるものとする。</p> <p>法第33条第6項に規定する精神科病院の管理者が作成する記録は、別添様式15（特定医師による医療保護入院者（第33条第1項・第4項）の入院届及び記録）又は別添様式16（特定医師による医療保護入院者（第33条第2項・第4項）の入院届及び記録）を用いるものとする。</p> <p>イ 法第33条の2に規定する精神科病院の管理者から都道府県知事に対する届出は、別添様式17（医療保護入院者の退院届）によるものとする。</p> <p>(3) 応急入院者に係る届出等について 法第33条の4第5項に規定する精神科病院の管理者から都道府県知事に対する届出は、同条第1項又は第2項後段による入院についてそれぞれ別添様式18（応急入院届）又は別添様式19（特定医師による応急入院（第33条の4第2項）届及び記録）によるものとする。</p> <p>法第33条の4第4項に規定する精神科病院の管理者が作成する記</p>
---	--

<p>録は、別添様式17（特定医師による応急入院（第33条の7第2項）届及び記録）を用いるものとする。</p> <p>3 入院患者に係る定期の報告等について（略）</p> <p>(1) 措置入院者に係る報告について 法第38条の2第1項に規定する精神科病院の管理者から都道府県知事に対する定期の報告は、別添様式18（措置入院者の定期病状報告書）によるものとする。</p> <p>(2) 医療保護入院者に係る報告について 法第38条の2第2項に規定する精神科病院の管理者から都道府県知事に対する定期の報告は、別添様式19（医療保護入院者の定期病状報告書）によるものとする。</p> <p>(3) 任意入院患者に係る報告について 法第38条の2第3項に規定する精神科病院の管理者から都道府県知事に対する報告は、別添様式20（任意入院患者の定期病状報告書）によるものとする。</p> <p>報告の頻度は、入院後1年以上経過している者については、<u>第20条</u>の規定による入院の日の属する月の翌月を初月とする同月以降の12月ごとの各月に、開放処遇の制限（隔離・拘束を含む）を受けている者については、入院時から6ヶ月経過時（ただし、1年以上経過している者については、12月ごとの各月）を目途として行うものとする。</p> <p>4 措置入院に関する診断書について 都道府県知事が行う法第27条第1項に規定する精神保健指定医（以下、「指定医」という。）の診察に当たっては、別添様式21（措置入院等に関する診断書）に記入を行うものとする。</p> <p>5 その他の事項について</p> <p>(1) <u>未成年者又は被後見人の任意入院に際しての同意書</u>について（略）</p> <p>(2) 任意入院の退院制限について 法第21条第3項に規定する退院制限は72時間を限度として認められているものであるが、この「72時間」は、患者が医師に対して退院を希望する意思を明らかにした時点から起算するものであって、その時点が夜間又は休日等であることにより扱いが異なるものではないこと。 （略）</p> <p>(3) ～ (6) （略）</p> <p>様式1 入院（任意入院）に際してのお知らせ</p> <p>1 あなたの入院は、あなたの同意に基づき、精神保健及び精神障害者</p>	<p>録は、別添様式19（特定医師による応急入院（第33条の4第2項）届及び記録）を用いるものとする。</p> <p>3 入院患者に係る定期の報告等について（略）</p> <p>(1) 措置入院者に係る報告について 法第38条の2第1項に規定する精神科病院の管理者から都道府県知事に対する定期の報告は、別添様式20（措置入院者の定期病状報告書）によるものとする。</p> <p>(2) 医療保護入院者に係る報告について 法第38条の2第2項に規定する精神科病院の管理者から都道府県知事に対する定期の報告は、別添様式21（医療保護入院者の定期病状報告書）によるものとする。</p> <p>(3) 任意入院患者に係る報告について 法第38条の2第3項に規定する精神科病院の管理者から都道府県知事に対する報告は、別添様式22（任意入院患者の定期病状報告書）によるものとする。</p> <p>報告の頻度は、入院後1年以上経過している者については、<u>第22条</u>の3の規定による入院の日の属する月の翌月を初月とする同月以降の12月ごとの各月に、開放処遇の制限（隔離・拘束を含む）を受けている者については、入院時から6ヶ月経過時（ただし、1年以上経過している者については、12月ごとの各月）を目途として行うものとする。</p> <p>4 措置入院に関する診断書について 都道府県知事が行う法第27条第1項に規定する精神保健指定医（以下、「指定医」という。）の診察に当たっては、別添様式23（措置入院等に関する診断書）に記入を行うものとする。</p> <p>5 その他の事項について</p> <p>(1) 任意入院に際しての<u>保護者の同意書</u>について（略）</p> <p>(2) 任意入院の退院制限について 法第22条の3第3項に規定する退院制限は72時間を限度として認められているものであるが、この「72時間」は、患者が医師に対して退院を希望する意思を明らかにした時点から起算するものであって、その時点が夜間又は休日等であることにより扱いが異なるものではないこと。 （略）</p> <p>(3) ～ (6) （略）</p> <p>様式1 入院（任意入院）に際してのお知らせ</p> <p>1 あなたの入院は、あなたの同意に基づき、精神保健及び精神障害者</p>
--	---

<p>福祉に関する法律第20条の規定による任意入院です。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 あなたの入院中、人権を擁護する行政機関の職員、あなたの代理人である弁護士との電話・面会や、あなた又はあなたのご家族等の依頼によりあなたの代理人になろうとする弁護士との面会は、制限されませんが、それら以外の人との電話・面接については、あなたの症状に応じて意思の指示で一時的に制限することがあります。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>それでもなお、あなたの入院や処遇に納得のいかない場合には、あなた又はあなたのご家族等は、退院や病院の処遇の改善を指示するよう、都道府県知事に請求することができます。</p> <p>(略)</p> <p>8 (略)</p>	<p>福祉に関する法律第22条の3の規定による任意入院です。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 あなたの入院中、人権を擁護する行政機関の職員、あなたの代理人である弁護士との電話・面会や、あなた又は保護者の依頼によりあなたの代理人になろうとする弁護士との面会は、制限されませんが、それら以外の人との電話・面接については、あなたの症状に応じて意思の指示で一時的に制限することがあります。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>それでもなお、あなたの入院や処遇に納得のいかない場合には、あなた又は保護者は、退院や病院の処遇の改善を指示するよう、都道府県知事に請求することができます。</p> <p>(略)</p> <p>8 (略)</p>
<p>様式2</p> <p style="text-align: center;">任意入院同意書</p> <p>私は、「入院に際してのお知らせ」（入院時告知事項）を了承のうえ、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第21条第1項の規定により、貴院に入院することに同意いたします。</p>	<p>様式2</p> <p style="text-align: center;">任意入院同意書</p> <p>私は、「入院に際してのお知らせ」（入院時告知事項）を了承のうえ、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第22条の4第1項の規定により、貴院に入院することに同意いたします。</p>
<p>様式3</p> <p style="text-align: center;">任意入院（継続）同意書</p> <p>私は、「入院に際してのお知らせ」（入院時告知事項）を了承のうえ、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第21条第1項の規定により、貴院に引き続き入院することに同意いたします。</p>	<p>様式3</p> <p style="text-align: center;">任意入院（継続）同意書</p> <p>私は、「入院に際してのお知らせ」（入院時告知事項）を了承のうえ、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第22条の4第1項の規定により、貴院に引き続き入院することに同意いたします。</p>
<p>様式4</p> <p style="text-align: center;">入院継続に際してのお知らせ</p> <p>1 あなたから退院の申し出がありましたが、（精神保健指定医・特定医師）の診察の結果、入院を継続する必要があると認めますので（午前・午後 時）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第21条第7項の規定により、お知らせします。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 あなたの入院中、人権を擁護する行政機関の職員、あなたの代理人である弁護士との電話・面会や、あなた又はあなたのご家族等の依頼によりあなたの代理人となろうとする弁護士との面会は、制限されま</p>	<p>様式4</p> <p style="text-align: center;">入院継続に際してのお知らせ</p> <p>1 あなたから退院の申し出がありましたが、（精神保健指定医・特定医師）の診察の結果、入院を継続する必要があると認めますので（午前・午後 時）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第22条の4第7項の規定により、お知らせします。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 あなたの入院中、人権を擁護する行政機関の職員、あなたの代理人である弁護士との電話・面会や、あなた又は保護者の依頼によりあなたの代理人となろうとする弁護士との面会は、制限されませんが、そ</p>

せんが、それら以外の人との電話・面接については、あなたの病状に応じて医師の指示で一時的に制限することがあります。

4 (略)

5 (略)

それでもなお、あなたの入院や処遇に納得のいかない場合には、あなた又はあなたのご家族等は、退院や病院の処遇の改善を指示するよう、都道府県知事に請求することができます。

(略)

6 (略)

様式5

任意入院患者を退院制限した場合の記録

(略)

記入上の留意事項

1 (略)

2 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載すること。(特定医師による入院を含む。その場合は「第33条第1項・第4項入院」、「第33条第3項・第4項入院」又は「第33条の7第2項入院」と記載すること。)

(略)

3～8 (略)

9 (略)

様式6 (略)

れら以外の人との電話・面接については、あなたの病状に応じて医師の指示で一時的に制限することがあります。

4 (略)

5 (略)

それでもなお、あなたの入院や処遇に納得のいかない場合には、あなた又は保護者は、退院や病院の処遇の改善を指示するよう、都道府県知事に請求することができます。

(略)

6 (略)

様式5

任意入院患者を退院制限した場合の記録

(略)

氏名	(男・女)	続柄	生年	明・大	年 月 日生
	(男・女)	続柄	月 日	昭・平	
住所	都道	郡市	町村	年 月 日生	
	府県	区	区		
住所	都道	郡市	町村	年 月 日生	
	府県	区	区		
1後見人又は保佐人 2配偶者 3親権を行う者					
4家庭裁判所が選任した者(選任年月日 昭和・平成 年 月 日)					
5その他()					

記入上の留意事項

1 (略)

2 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載すること。(第33条第2項又は特定医師による入院を含む。その場合は「第33条第2項入院」、「第33条第1項・第4項入院」、「第33条第2項・第4項入院」又は「第33条の4第2項入院」と記載すること。)

(略)

3～8 (略)

9 保護者の氏名欄は、親権者が両親の場合は2人目を記載すること。

10 保護者の住所欄は、親権者が両親で住所が異なる場合に2つ目を記載すること。

11 (略)

様式6 (略)

様式7

措置入院決定のお知らせ

- 1～3 (略)
- 4 あなたの入院中、人権を擁護する行政機関の職員、あなたの代理人である弁護士との電話・面会や、あなた又はあなたのご家族等の依頼によりあなたの代理人となろうとする弁護士との面会は、制限されませんが、それら以外の人との電話・面接については、あなたの病状に応じて医師の指示で一時的に制限することがあります。
- 5 (略)
- 6 (略)
- それでもなお、あなたの入院や処遇に納得のいかない場合には、あなた又はあなたのご家族等は、退院や病院の処遇の改善を指示するよう、都道府県知事に請求することができます。
- (略)
- 7～9 (略)

様式8

入院（医療保護入院）に際してのお知らせ

- 1 (略)
- 2 あなたの入院は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条【①第1項 ②第3項 ③第4項後段】の規定による医療保護入院です。
- 3 (略)
- 4 あなたの入院中、人権を擁護する行政機関の職員、あなたの代理人である弁護士との電話・面会や、あなた又はあなたのご家族等の依頼によりあなたの代理人となろうとする弁護士との面会は、制限されませんが、それら以外の人との電話・面接については、あなたの病状に応じて医師の指示で一時的に制限することがあります。
- 5 (略)
- 6 (略)
- それでもなお、あなたの入院や処遇に納得のいかない場合には、あなた又はあなたのご家族等は、退院や病院の処遇の改善を指示するよう、都道府県知事に請求することができます。
- (略)
- 7 (略)

様式9

入院（応急入院）に際してのお知らせ

様式7

措置入院決定のお知らせ

- 1～3 (略)
- 4 あなたの入院中、人権を擁護する行政機関の職員、あなたの代理人である弁護士との電話・面会や、あなた又は保護者の依頼によりあなたの代理人となろうとする弁護士との面会は、制限されませんが、それら以外の人との電話・面接については、あなたの病状に応じて医師の指示で一時的に制限することがあります。
- 5 (略)
- 6 (略)
- それでもなお、あなたの入院や処遇に納得のいかない場合には、あなた又は保護者は、退院や病院の処遇の改善を指示するよう、都道府県知事に請求することができます。
- (略)
- 7～9 (略)

様式8

入院（医療保護入院）に際してのお知らせ

- 1 (略)
- 2 あなたの入院は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条【①第1項 ②第2項 ③第4項後段】の規定による医療保護入院です。
- 3 (略)
- 4 あなたの入院中、人権を擁護する行政機関の職員、あなたの代理人である弁護士との電話・面会や、あなた又は保護者の依頼によりあなたの代理人となろうとする弁護士との面会は、制限されませんが、それら以外の人との電話・面接については、あなたの病状に応じて医師の指示で一時的に制限することがあります。
- 5 (略)
- 6 (略)
- それでもなお、あなたの入院や処遇に納得のいかない場合には、あなた又は保護者は、退院や病院の処遇の改善を指示するよう、都道府県知事に請求することができます。
- (略)
- 7 (略)

様式9

入院（応急入院）に際してのお知らせ

- 1 (略)
- 2 あなたの入院は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条の7【①第1項 ②第2項後段】の規定による応急入院です。
- 3 (略)
- 4 あなたの入院中、人権を擁護する行政機関の職員、あなたの代理人である弁護士との電話・面会や、あなた又はあなたのご家族等の依頼によりあなたの代理人となろうとする弁護士との面会は、制限されませんが、それら以外の人との電話・面接については、あなたの病状に応じて医師の指示で一時的に制限することがあります。
- 5 (略)
- 6 (略)
- 7 それでもなお、あなたの入院や処遇に納得のいかない場合には、あなた又はあなたのご家族等は、退院や病院の処遇の改善を指示するよう、都道府県知事に請求することができます。

様式10・11 (略)

様式12

措置入院者の症状消退届

(略)
(略)

- 1 (略)
- 2 あなたの入院は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条の4【①第1項 ②第2項後段】の規定による応急入院です。
- 3 (略)
- 4 あなたの入院中、人権を擁護する行政機関の職員、あなたの代理人である弁護士との電話・面会や、あなた又は保護者の依頼によりあなたの代理人となろうとする弁護士との面会は、制限されませんが、それら以外の人との電話・面接については、あなたの病状に応じて医師の指示で一時的に制限することがあります。
- 5 (略)
- 6 (略)
- 7 それでもなお、あなたの入院や処遇に納得のいかない場合には、あなた又は保護者は、退院や病院の処遇の改善を指示するよう、都道府県知事に請求することができます。

様式10・11 (略)

様式12

措置入院者の症状消退届

(略)					
保 護 者	フリガナ		続柄		
	氏名	(男・女)	生年月日	明治 大正 昭和 平成	年 月 日生 (満 歳)
	住所	都道 府県	郡市 区	町村 区	
	フリガナ		続柄		
氏名	(男・女)	生年月日	明治 大正 昭和 平成	年 月 日生 (満 歳)	
住所	都道 府県	郡市 区	町村 区		
(略)					

様式13

医療保護入院者の入院届

(略)				
家族等の同意により入院した年月日	平成	年	月	日
			今回の入院年月日	昭和 平成
			入院形態	年 月 日

(略)							
同意をした家族等	氏名	(男・女)	続柄	生年 月日	明・大 昭・平	年 月 日 生	
		(男・女)	続柄	生年 月日	明・大 昭・平	年 月 日 生	
	住所	都道府県	市区	町村	区		
		都道府県	市区	町村	区		
1 配偶者 2 父母(親権者である・ない) 3 祖父母等 4 子・孫等 5 兄弟姉妹 6 後見人又は保佐人 7 家庭裁判所が選任した扶養義務者(選任年月日 昭和・平成 年 月 日) 8 市町村長							

記載上の留意事項

- (略)
- 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載すること。(特定医師による入院を含む。その場合は「第33条第1項・第4項入院」、「第33条第3項・第4項入院」又は「第33条の7第2項入院」と記載すること。)なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。
- 3～7 (略)
- 家族等の氏名欄は、親権者が両親の場合は2人目を記載すること。
- 家族等の住所欄は、親権者が両親で住所が異なる場合に2つ目を記載すること。
- 提出に当たっては、推定される医療保護入院による入院期間及び選任された退院後生活環境相談員を記載した医療法施行規則第1条の5に規定する入院診療計画書の写しを添付すること。
- (略)

様式13

医療保護入院者の入院届

(略)				
保護者の同意により入院した年月日	平成	年	月	日
			今回の入院年月日	昭和 平成
			入院形態	年 月 日

(略)							
保護者	氏名	(男・女)	続柄	生年 月日	明・大 昭・平	年 月 日 生	
		(男・女)	続柄	生年 月日	明・大 昭・平	年 月 日 生	
	住所	都道府県	市区	町村	区		
		都道府県	市区	町村	区		
1 後見人又は保佐人 2 配偶者 3 親権を行う者 4 家庭裁判所が選任した者 (選任年月日 昭和・平成 年 月 日) 5 その他()							

記載上の留意事項

- (略)
- 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載すること。(第33条第2項又は特定医師による入院を含む。その場合は「第33条第2項入院」、「第33条第1項・第4項入院」、「第33条第2項・第4項入院」又は「第33条の4第2項入院」と記載すること。)なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。(第33条第2項又は第33条第2項・第4項による入院の場合は、入院した年月日も併せて記載すること。)
- 3～7 (略)
- 保護者の氏名欄は、親権者が両親の場合は2人目を記載すること。
- 保護者の住所欄は、親権者が両親で住所が異なる場合に2つ目を記載すること。
- (略)

様式14

特定医師による医療保護入院者（第33条第1項・第4項又は第33条第3項・第4項）の入院届及び記録

(略)			
家族等の同意により入院した年月日	平成 年 月 日 (午前・午後 時)	今回の入院年月日	昭和 年 月 日 平成
		入院形態	

(略)						
同意をした家族等	氏名	(男・女)	続柄	生年 月日	明・大 昭・平	年 月 日生
		(男・女)	続柄	生年 月日	明・大 昭・平	年 月 日生
住所	都道府県	市区	町村区			
	都道府県	市区	町村区			
1 配偶者 2 父母(親権者である・ない) 3 祖父母等 4 子・孫等 5 兄弟姉妹 6 後見人又は保佐人 7 家庭裁判所が選任した扶養義務者(選任年月日 昭和・平成 年 月 日) 8 市町村長						

記載上の留意事項

- (略)
- 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載すること。(特定医師による入院を含む。その場合は「第33条の7第2項入院」と記載すること。)なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。
- 3～8 (略)
- 家族等の氏名欄は、親権者が両親の場合は2人目を記載すること。
- 家族等の住所欄は、親権者が両親で住所が異なる場合に2つ目を記載すること。
- 11・12 (略)

様式14 削除

様式15

特定医師による医療保護入院者（第33条第1項・第4項）の入院届及び記録

(略)			
保護者の同意により入院した年月日	平成 年 月 日 (午前・午後 時)	今回の入院年月日	昭和 年 月 日 平成
		入院形態	

(略)						
保護者	氏名	(男・女)	続柄	生年 月日	明・大 昭・平	年 月 日生
		(男・女)	続柄	生年 月日	明・大 昭・平	年 月 日生
住所	都道府県	市区	町村区			
	都道府県	市区	町村区			
1 後見人又は保佐人 2 配偶者 3 親権を行う者 4 家庭裁判所が選任した者 (選任年月日 昭和・平成 年 月 日) 5 その他()						

記載上の留意事項

- (略)
- 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載すること。(第33条第2項又は特定医師による入院を含む。その場合は、「第33条第2項入院」又は「第33条の4第2項入院」と記載すること。)なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。
- 3～8 (略)
- 保護者の氏名欄は、親権者が両親の場合は2人目を記載すること。
- 保護者の住所欄は、親権者が両親で住所が異なる場合に2つ目を記載すること。
- 11・12 (略)

様式16 削除

様式15

医療保護入院者の退院届

(略)

(略)

載上の留意事項

1 入院年月日の欄は、第33条第1項又は第3項による医療保護入院の年月日を記載すること。

2 (略)

様式16

応急入院届

(略)

応急入院を採った理由
 家族等の同意を得ることのできなかった理由を含め、
 応急入院を採った理由について記載すること。

(略)

様式17

特定医師による応急入院（第33条の7第2項）届及び記録

様式17

医療保護入院者の退院届

(略)

保 護 者	フリガナ		続柄		生年月日	明治 大正 昭和 平成	年 月 日生 (満 歳)
	氏名		(男・女)				
	住所	都道 府県		郡市 区		町村 区	
	フリガナ		続柄		生年月日	明治 大正 昭和 平成	年 月 日生 (満 歳)
	氏名		(男・女)				
	住所	都道 府県		郡市 区		町村 区	

(略)

記載上の留意事項

1 入院年月日の欄は、医療保護入院の年月日（第33条第2項又は第33条第2項・第4項による入院を経た場合にあってはその入院年月日）を記載すること。

2 保護者の氏名欄は、親権者が両親の場合は2人目を記載すること。

3 保護者の住所欄は、親権者が両親で住所が異なる場合に2つ目を記載すること。

4 (略)

様式18

応急入院届

(略)

応急入院を採った理由
 保護者等の同意を得ることのできなかった理由を含め、
 応急入院を採った理由について記載すること。

(略)

様式19

特定医師による応急入院（第33条の4第2項）届及び記録

(略)	
応急入院を採った理由 家族等の同意を得ることのできなかった理由を含め、 応急入院を採った理由について記載すること。	
(略)	

様式18

措置入院者の定期病状報告

(略)	
応急入院を採った理由 保護者等の同意を得ることのできなかった理由を含め、 応急入院を採った理由について記載すること。	
(略)	

様式20

措置入院者の定期病状報告

(略)	
過去6か月間(措置入院後3か月の場合は3か月間)の治療の内容とその結果 問題行動を中心として記載すること。	
今後の治療方針(再発防止への対応を含む)	
(略)	

記載上の留意事項

- (略)
- 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載すること。(特定医師による入院を含む。その場合は「第33条第1項・第4項入院」、「第33条

(略)	
過去6か月間(措置入院後3か月の場合は3か月間)の治療の内容とその結果を記載すること 問題行動を中心として記載すること。	
今後の治療方針(再発防止への対応を含む)を記載すること	
(略)	

氏名	(男・女)	続柄	生年	明・大	年	月	日生
	(男・女)	続柄	月日	昭・平	年	月	日生
住所	都道	郡市	町村				
	府県	区	区				
1後見人又は保佐人 2配偶者 3親権を行う者 4家庭裁判所が選任した者(選任年月日 昭和・平成 年 月 日) 5その他()							

(略)

記載上の留意事項

- (略)
- 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載すること。(第33条第2項又は特定医師による入院を含む。その場合は「第33条第2項入院」、

第3項・第4項入院」又は「第33条の7第2項入院」と記載すること。
)なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。

3～10 (略)

11 (略)

様式19

医療保護入院者の定期病状報告書

(略)

医療保護入院年月日 (第33条第1項・第3項による入院)	昭和 平成	年 月 日	今回の入院年月日	昭和 平成	年 月 日	入院形態

(略)

過去12か月間の治療の内容と、その結果及び通院又は任意入院に変更できなかった理由

症状の経過 1 悪化傾向 2 動揺傾向 3 不変 4 改善傾向

今後の治療方針(患者本人の病識や治療への意欲を得るための取り組みについて)

退院に向けた取組の状況(選任された退院後生活環境相談員との相談状況、地域援助事業者の紹介状況、医療保護入院者退院支援委員会で決定した推定される入院期間等について)

選任された退院後生活環境相談員

(略)

「第33条第1項・第4項」、「第33条第2項・第4項入院」又は「第33条の4第2項入院」と記載すること。)なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。

3～10 (略)

11 保護者の氏名欄は、親権者が両親の場合は2人目を記載すること。

12 保護者の住所欄は、親権者が両親で住所が異なる場合に2つ目を記載すること。

13 (略)

様式21

医療保護入院者の定期病状報告書

(略)

医療保護入院年月日 (第33条第1項による入院)	昭和 平成	年 月 日	今回の入院年月日	昭和 平成	年 月 日	入院形態

(略)

過去12か月間の治療の内容と、その結果及び通院又は任意入院に変更できなかった理由を記載すること

症状の経過 1 悪化傾向 2 動揺傾向 3 不変 4 改善傾向

今後の治療方針を記載すること(患者本人の病識や治療への意欲を得るための取り組みについて)

記載上の留意事項

- 1 (略)
- 2 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載すること。（特定医師による入院を含む。その場合は「第33条第1項・第4項入院」、「第33条第3項・第4項入院」又は「第33条の7第2項入院」と記載すること。）なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。
- 3～6 (略)
- 7 入院後の診察により精神症状が重症であって、かつ、慢性的な症状を呈することにより入院の継続が明らかに必要な病状であること等により1年以上の入院が必要であると判断される場合には、「過去12か月間の治療の内容と、その結果及び通院又は任意入院に変更できなかった理由」の欄にその旨を記載すること。
- 8 「退院に向けた取組の状況」の欄については、
 ① 退院後生活環境相談員との最初の相談を行った時期やその後の相談の頻度等
 ② 地域援助事業者の紹介の有無や紹介した地域援助事業者との相談の状況等
 ③ 医療保護入院者退院支援委員会での審議状況等
について記載することとし、③については、必要に応じて医療保護入院者退院支援委員会における審議結果記録の写しを添付した上で、その旨同欄に明記すること。
- 9・10 (略)
- 11 (略)

(略)					
氏名	(男・女)	続柄	生年	明・大 昭・平	年 月 日生
	(男・女)	続柄	月 日	明・大 昭・平	年 月 日生
住所	都道	郡市	町村		
	府県	区	区		
住所	都道	郡市	町村		
	府県	区	区		
1後見人又は保佐人 2配偶者 3親権を行う者					
4家庭裁判所が選任した者(選任年月日 昭和・平成 年 月 日)					
5その他()					

(略)

記載上の留意事項

- 1 (略)
- 2 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載すること。（第33条第2項又は特定医師による入院を含む。その場合は「第33条第2項入院」、「第33条第1項・第4項入院」、「第33条第2項・第4項入院」又は「第33条の4第2項入院」と記載すること。）なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。（第33条第2項又は第33条第2項・第4項による入院の場合は、入院した年月日も併せて記載すること。）
- 3～6 (略)
- 7・8 (略)
- 9 保護者の氏名欄は、親権者が両親の場合は2人目を記載すること。
- 10 保護者の住所欄は、親権者が両親で住所が異なる場合に2つ目を記載すること。
- 11 (略)

様式20

任意入院患者の定期病状報告書

(略)

任意入院年月日 (第20条による入院)	昭和 平成	年 月 日	今回の入院年月日 入院形態	昭和 平成	年 月 日
(略)					
過去12か月間の治療の内容とその結果 (過去12か月間に行動制限が行われた際にその必要性について)					
症状の経過 1 悪化傾向 2 動揺傾向 3 不変 4 改善傾向					
(略)					

記載上の留意事項

- (略)
- 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載すること。(特定医師による入院を含む。その場合は「第33条第1項・第4項入院」、「第33条第3項・第4項入院」又は「第33条の7第2項入院」と記載すること。)なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。
- ～6 (略)
- 入院後の診察により精神症状が重症であって、かつ、慢性的な症状を呈することにより入院の継続が明らかに必要な病状であること等により1年以上の入院が必要であると判断される場合には、「任意入院継続の必要性」の欄にその旨を記載すること。
- ～11 (略)

様式21

措置入院に関する診断書

申請等の形式	i 親族又は一般人申請(第22条) ii 警察官通報(第23条) iii 検察官通報(第24条) iv 保護観察所長通報(第25条) v 矯正施設長通報(第26条) vi 精神病院管理者届出(第26条の2) vii 医療観察法対象者[指定通院医療機関管理者通報、保護観察所長通報](第26条の3) viii 都道府県知事・指定都市市長職務診察(第27条第2項)
(略)	

様式22

任意入院患者の定期病状報告書

(略)

任意入院年月日 (第22条の3による入院)	昭和 平成	年 月 日	今回の入院年月日 入院形態	昭和 平成	年 月 日
(略)					
過去12か月間の治療の内容と、その結果を記載すること(過去12か月間に行動制限が行われた際にその必要性について)					
症状の経過 1 悪化傾向 2 動揺傾向 3 不変 4 改善傾向					
(略)					

記載上の留意事項

- (略)
- 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載すること。(第33条第2項又は特定医師による入院を含む。その場合は「第33条第2項入院」、「第33条第1項・第4項入院」、「第33条第2項・第4項入院」又は「第33条の4第2項入院」と記載すること。)なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。
- ～6 (略)
- ～10 (略)

様式23

措置入院に関する診断書

申請等の形式	i 親族又は一般人申請(第23条) ii 警察官通報(第24条) iii 検察官通報(第25条) iv 保護観察所長通報(第25条の2) v 矯正施設長通報(第26条) vi 精神病院管理者届出(第26条の2) vii 医療観察法対象者[指定通院医療機関管理者通報、保護観察所長通報](第26条の3) viii 都道府県知事・指定都市市長職務診察(第27条第2項)
(略)	

(別添4)

○ 応急入院指定病院の指定等について（平成12年3月30日 障精第23号厚生省大臣官房障害保健福祉部精神保健福祉課長通知）【新旧対照表】
(変更点は下線部)

改正後	現行
<p style="text-align: right;">障 精 第 2 3 号 平成12年3月30日 一部改正 障 発 第 1 5 7 号 平成13年4月3日 一部改正 障精発第0929002号 平成18年9月29日 一部改正 障精発第1222001号 平成18年12月22日 一部改正 障精発0228第1号 平成23年2月28日 一部改正 <u>障精発0124第2号</u> <u>平成26年1月24日</u></p>	<p style="text-align: right;">障 精 第 2 3 号 平成12年3月30日 一部改正 障 発 第 1 5 7 号 平成13年4月3日 一部改正 障精発第0929002号 平成18年9月29日 一部改正 障精発第1222001号 平成18年12月22日 一部改正 障精発0228第1号 平成23年2月28日 一部改正 <u>障精発0124第2号</u> <u>平成26年1月24日</u></p>
<p>各 都道府県 指定都市 精神保健福祉主管部（局）長 殿</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部精神・障害保健課長</p>	<p>各 都道府県 指定都市 精神保健福祉主管部（局）長 殿</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部精神・障害保健課長</p>
<p style="text-align: center;">応急入院指定病院の指定等について</p> <p>(略)</p>	<p style="text-align: center;">応急入院指定病院の指定等について</p> <p>(略)</p>
<p>別添 応急入院指定病院の指定等に係る事務取扱要領</p> <p>1 応急入院指定病院の指定について 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）<u>第33条の7第1項</u>の規定による都道府県知事（指定都市にあってはその長。以下同じ。）の指定（以下「応急入院指定病院の指定」という。）は、<u>法第33条の7第1項</u>の規定に基づき</p>	<p>別添 応急入院指定病院の指定等に係る事務取扱要領</p> <p>1 応急入院指定病院の指定について 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）<u>第33条の4第1項</u>の規定による都道府県知事（指定都市にあってはその長。以下同じ。）の指定（以下「応急入院指定病院の指定」という。）は、<u>法第33条の4第1項</u>の規定に基づき</p>

厚生労働大臣の定める基準（昭和63年4月厚生省告示第127号。以下「指定基準」という。）に適合する精神科病院について行うこととされているところであるが、応急入院指定病院の指定に当たっては、特に次の事項について十分留意されたいこと。

(1) 指定基準の考え方について

ア 診療応需の体制について

指定基準の第1号中、法第18条第1項の規定により指定された精神保健指定医（以下「指定医」という。）1名以上及び看護師その他の者3名以上が法第33条の7第1項第1号に掲げる者及び法第34条第1項から第3項までの規定により移送される者（以下「応急入院者等」という。）に対して「診療応需の態勢を整えていること」とは、当該精神科病院の医療従事者のうち指定医1名以上及び看護師その他の者3名以上が応急入院者等の医療及び保護を行う体制（オンコールを含む。）にあり、かつ、それぞれの医療従事者が応急入院者等の診療に当たることが、他の入院患者の医療及び保護に支障をきたすようなことがないものをいうこと。

。 (略)

イ～エ (略)

オ 特例措置について

法第33条の7第2項後段の規定による特例措置を採る精神科病院を指定する場合については、都道府県において、精神科病院からの別添様式1及び別添様式2による申出に基づき、事後審査委員会及び行動制限最小化委員会の設置、特定医師の配置を確認の上指定すること。

(略)

①・② (略)

③ 特定医師について

特定医師（法第21条第4項に規定する特定医師をいう。以下同じ。）が配置されていること。

(略)

(2) (略)

2 (略)

3 その他について

応急入院制度については厳に適正な運用が要請されることにかんがみ、都道府県知事は、各応急入院指定病院からの法第33条の7第5項の規定による届出の状況に十分留意し、応急入院の実態の把握に努められたいこと。

厚生労働大臣の定める基準（昭和63年4月厚生省告示第127号。以下「指定基準」という。）に適合する精神科病院について行うこととされているところであるが、応急入院指定病院の指定に当たっては、特に次の事項について十分留意されたいこと。

(1) 指定基準の考え方について

ア 診療応需の体制について

指定基準の第1号中、法第18条第1項の規定により指定された精神保健指定医（以下「指定医」という。）1名以上及び看護師その他の者3名以上が法第33条の4第1項第1号に掲げる者及び法第34条第1項から第3項までの規定により移送される者（以下「応急入院者等」という。）に対して「診療応需の態勢を整えていること」とは、当該精神科病院の医療従事者のうち指定医1名以上及び看護師その他の者3名以上が応急入院者等の医療及び保護を行う体制（オンコールを含む。）にあり、かつ、それぞれの医療従事者が応急入院者等の診療に当たることが、他の入院患者の医療及び保護に支障をきたすようなことがないものをいうこと。

。 (略)

イ～エ (略)

オ 特例措置について

法第33条の4第2項後段の規定による特例措置を採る精神科病院を指定する場合については、都道府県において、精神科病院からの別添様式1及び別添様式2による申出に基づき、事後審査委員会及び行動制限最小化委員会の設置、特定医師の配置を確認の上指定すること。

(略)

①・② (略)

③ 特定医師について

特定医師（法第22条の4第4項に規定する特定医師をいう。以下同じ。）が配置されていること。

(略)

(2) (略)

2 (略)

3 その他について

応急入院制度については厳に適正な運用が要請されることにかんがみ、都道府県知事は、各応急入院指定病院からの法第33条の4第5項の規定による届出の状況に十分留意し、応急入院の実態の把握に努められたいこと。

<p>(様式6) 特例措置を採ることができる応急入院指定病院の基準を満たさなくなったことについての報告書</p> <p>今般下記の精神科病院につき、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）<u>第33条の7第2項後段</u>の規定による特例措置を採るための基準を満たさなくなったので報告します。 (略)</p>	<p>(様式6) 特例措置を採ることができる応急入院指定病院の基準を満たさなくなったことについての報告書</p> <p>今般下記の精神科病院につき、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）<u>第33条の4第2項後段</u>の規定による特例措置を採るための基準を満たさなくなったので報告します。 (略)</p>
--	--

(別添5)

○ 特定病院の認定等について（平成18年9月29日 障精発第0929001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知）【新旧対照表】

(変更点は下線部)

改正後	現行
<p style="text-align: right;">障精発第0929001号 平成18年9月29日 一部改正 障精発第1222001号 平成18年12月22日 一部改正 障精発0228第2号 平成23年2月28日 一部改正 障精発0124第2号 <u>平成26年1月24日</u></p>	<p style="text-align: right;">障精発第0929001号 平成18年9月29日 一部改正 障精発第1222001号 平成18年12月22日 一部改正 障精発0228第2号 平成23年2月28日</p>
<p>各 都道府県 指定都市 精神保健福祉主管部（局）長 殿</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部精神・障害保健課長</p> <p style="text-align: center;">特定病院の認定等について</p> <p>(略)</p>	<p>各 都道府県 指定都市 精神保健福祉主管部（局）長 殿</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部精神・障害保健課長</p> <p style="text-align: center;">特定病院の認定等について</p> <p>(略)</p>
<p>別添 特定病院の認定等に係る事務取扱要領</p> <p>1 特定病院の認定について 法第21条第4項及び第33条第4項の規定により都道府県知事（指定都市にあってはその長。以下同じ。）が認める精神科病院の基準は、規則第5条の2各号に定めるところによるが、特定病院の認定に当たっては、特に次の事項について十分留意されたいこと。 (1) 認定基準の考え方について ア 厚生労働大臣の定める基準について 規則第5条の2第1号中「受ける見込みが十分であること」と</p>	<p>別添 特定病院の認定等に係る事務取扱要領</p> <p>1 特定病院の認定について 法第22条の4第4項及び第33条第4項の規定により都道府県知事（指定都市にあってはその長。以下同じ。）が認める精神科病院の基準は、規則第5条の2各号に定めるところによるが、特定病院の認定に当たっては、特に次の事項について十分留意されたいこと。 (1) 認定基準の考え方について ア 厚生労働大臣の定める基準について 規則第5条の2第1号中「受ける見込みが十分であること」と</p>

は、法第33条の7第1項の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準（昭和63年4月厚生省告示第127号。以下「指定基準」という。）を満たし、応急入院指定病院の指定を受けることを計画しており、当該都道府県知事が必要性を認めている病院をいうこと。

(略)

イ～エ (略)

(2) (略)

2・3 (略)

(様式1)

特定病院認定申請書

今般下記の精神科病院につき、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第21条第4項後段及び第33条第4項後段の規定による特例措置を採ることができる精神科病院として認定されるよう、精神科病院の概要を添えて申請します。

(略)

(様式2) (略)

(様式3)

特定病院認定書

今般下記の精神科病院につき、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第21条第4項後段及び第33条第4項後段の規定による特例措置を採ることができる精神科病院として認定する。

(略)

(様式4)

特定病院認定報告書

今般下記の精神科病院につき、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第21条第4項後段及び第33条第4項後段の規定による特例措置を採ることができる精神科病院として認定を行っ

は、法第33条の4第1項の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準（昭和63年4月厚生省告示第127号。以下「指定基準」という。）を満たし、応急入院指定病院の指定を受けることを計画しており、当該都道府県知事が必要性を認めている病院をいうこと。

(略)

イ～エ (略)

(2) (略)

2・3 (略)

(様式1)

特定病院認定申請書

今般下記の精神科病院につき、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第22条の4第4項後段及び第33条第4項後段の規定による特例措置を採ることができる精神科病院として認定されるよう、精神科病院の概要を添えて申請します。

(略)

(様式2) (略)

(様式3)

特定病院認定書

今般下記の精神科病院につき、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第22条の4第4項後段及び第33条第4項後段の規定による特例措置を採ることができる精神科病院として認定する。

(略)

(様式4)

特定病院認定報告書

今般下記の精神科病院につき、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第22条の4第4項後段及び第33条第4項後段の規定による特例措置を採ることができる精神科病院として認定を

たので、認定した精神科病院の概要を添えて報告します。
(略)

(様式5)

特定病院認定取消報告書

今般下記の精神科病院につき、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第21条第4項後段及び第33条第4項後段の規定による特例措置を採ることができる精神科病院としての認定を取
消したので報告します。
(略)

行ったので、認定した精神科病院の概要を添えて報告します。
(略)

(様式5)

特定病院認定取消報告書

今般下記の精神科病院につき、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第22条の4第4項後段及び第33条第4項後段の規定による特例措置を採ることができる精神科病院としての認定を取
消したので報告します。
(略)